

第三十八回国会 参議院大蔵委員会会議録第十六号

昭和三十六年三月二十八日(火曜日)

午前十時四十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 大竹平八郎君
理事 上林 忠次君
佐野 廣君
成瀬 幡治君
天田 勝正君
天坊 裕彦君

委員 青木 一男君
阿崎 真一君
西川甚五郎君
林屋亀次郎君
堀 末治君
前田佳都男君
山本 米治君
荒木正三郎君
木村福八郎君
清澤 俊英君
永末 英一君
須藤 五郎君

國務大臣

大蔵大臣

大蔵政務次官

大蔵省主計

大蔵省主税

大蔵省主税

大蔵省主税

大蔵省主税

大蔵省主税

大蔵省主税

田中 茂穂君

上林 英男君

村山 達雄君

稲益 繁君

西原 直康君

石野 信一君

賀屋 正雄君

賀屋 正雄君

通商産業省 今井 善衛君
通商局長

事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員

説明員

大蔵省理 吉田 信邦君
財局次長

通商産業省通 堀田 禎輔君
商局通商政策

課関税審議室 村田 豊三君
第二部長

食糧庁業務 竹下 一記君
郵政省簡易

保険局次長

本日の会議に付した案件

○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○揮発油税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方道路税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○資金運用部資金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○関税定率法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(大竹平八郎君) ただいまから委員会を開きます。

まず、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のある方は御発言願います。

な、政府側の出席は、水田大蔵大臣、田中大蔵政務次官、石野銀行局長であります。

○天田勝正君 私は、まず大蔵大臣にお伺いしますが、きょうは本法案を上げる予定だそうでありますから、簡潔にするために、例は一つだけ引きま

す。輸出銀行が融資しておるものうち、アラスカ・パルプのごときは、資本金が二十億に対して百十八億の出資を行なう、こういうことでありまして、普通の常識からすれば、これはまことに不思議な話であります。

ところが、昨日輸出入銀行側から出席を求めまして参考人としていろいろ御意見を伺ったのであります。これが基準といふものが何ら示されない。単に、日本の業界の要請であり国策である、従って自分たちの判断としてはこの程度の融資は差しつかえないものと考へる、こういうようなお話であります。ところが、結局、だんだん聞いてきますと、これはかつて数年前に輸出入銀行ができるに際して閣議決定があつて、そのために特別な融資を行なうとい

う意味のことも申されております。そこで、私はお聞きするのでありますが、輸銀ができることと閣議決定というのはどういふことなのか、そしてこれは内閣はかわるにかかわらず継続するものなのか、この点をまず伺つておきます。

○國務大臣(水田三喜男君) まあ昔、復金がありましたときに、一々貸し出しについて政府が指示をするというようなことがいろいろ問題を起こしたこともございまして、開銀、輸銀がその後できるにつきました。大体どこにどういふ貸付をするのかというのとは、両方の機関の責任で行なはせたいというのを建前にして発足し、現在もその通りやっておりますが、しかし、そのうちでも特に重要な国策に関する問題というよりなことの金融につきました。は、当局間で相談して内閣の意向をただしてくるというようには、そういうものに限って閣議決定をしたり閣議了解を与えるというようなことをやっております。アラスカ・パルプの問題もその一つのケースで、政府がこれに、国際経済協力の線に沿つたものであるし、また日本の原材料資源の輸入市場を確保するといふ問題にも関係します。これは輸銀からも応援してしかるべしという閣議決定をしたことがございまして、それに基づいて輸銀の方が具体的な貸し出しを処理しているといふことになっております。

○天田勝正君 その後内閣がかわつたわけですが、しかし、その閣議決定し

た効力というものは、内閣がかわるとかわらないにかかわらず、現在でも存続し、また将来別の内閣ができたときであってもこれを拘束する、こういう筋のものです。どうですか。

○國務大臣(水田三喜男君) 内閣がかわつて前内閣の方針を変更する必要があるとして、また同じ手続で閣議決定でこれは方針を変更するというようなことがない限りは、大体前の決定が有効であると思ひます。

○天田勝正君 そういたしますと、今の池田内閣は、この決定当時の内閣がどの内閣であつたか知りませんが、その当時の決定を変更する必要なし、よつてアラスカ・パルプのごとき会社には大いに厚く投資をすべきである、こういう考えでおられるわけですね。

○國務大臣(水田三喜男君) 輸銀の貸付は差しつかえないという態度をとつております。

○天田勝正君 さつきも説明の中でちよつと申し上げましたが、この会社は二十億の資本金なんです。そして従前も毎年輸銀から資金を出してきたわけですが、ことに今百十八億、これは資本金の六倍なんです。ここに問題が私はあると思ひます。大臣は、資本金の六倍も融資することが当然なりと、輸銀がおきめになつてゐるわけですか、あなたも当然なりと思ひになりますか、どうなんですか。

○國務大臣(水田三喜男君) これは、こういう種類の会社は、将来になつたら増資をするというようなことが当然

あると思いますが、発足のときにはなかなかそう、最初から資本金を全部整えられたいという性質のものではないと思います。これはまた貸付の必要というもののいろいろ変わってくると思いますが、そうではなくて、しかもその事業に対して輸銀ひとりが貸すのじゃなくて、民間の市中銀行が協調融資で、心配ないという判断のもとに各市中銀行がみな貸し出しをする、その場合に輸銀もこれを援助して手伝ってほしいという申し出に対して、輸銀が貸すわけでございますので、輸銀が全部危険負担をしているわけじゃございません。事業を十分に調査している関係市中銀行が全部これは問題ないとして貸すのに、輸銀がお付き合いをしているということでございますので、資本金のどうこうによってそう簡単にきめられる問題ではないと思います。

○天田勝正君 資本金の多寡によって簡単にきめられない。——融資というものはそういうものだとも承知しております。しかし、百十八億という額がこの出資の全部であって、それを市中銀行もまかない、また輸出入銀行もまかないというふうに危険を分担しているというのじゃないのです。輸銀だけで百十八億なんです。ですから、私は、資本金の六倍ということは何と考へても普通の常識ではないのじゃないか。今大臣は、発足当時にいってはいないが資金も集まらないし云々というお話でありましたが、しかし、一般の業界ならば、発足当時は幾らのことから手が出るほど要求があつても、実績がないから貸してもらえないというのが普通なのでございます。貸してもらえない。それをこの会社だけに——ほか

もありません。資本金の六倍、普通の場合だったら資本金を越える融資などというのではありませんか。ほとんどないでしょう。これはたまたま例を引けばあるかもしれないが、まあ普通はない。資本金を越えるには、結局私は閣議決定というものがものを言っているのだというふうに考えるわけなんです。ですから、それなら、閣議決定したならしたので、他の基準が何となくちやならない。その点、何かありますかと聞いています。

○国務大臣(水田三喜男君) これは、民間市中銀行の融資と、それから同時に、輸銀の場合に化繊業者の保証をとつておきますので、この相当大きい保証力の上に立つた貸付でございますし、回収が不可能とかいうような懸念というものは貸付のときから、最初から、もうないというような措置をとつておりますので、私は別に問題はないと、こう考えます。

○天田勝正君 日本は化繊業者が枯渇しているという理由がなければ、いわば国策会社みたいなものを別に底護する必要はない。おそらく正面の理由は、政府もそう判断されたらどうかと私は思う。その判断は筋道としては私はとやこう言うのではありません。しかし、何せ、とにかく輸銀の投資というものが、まあ通常は七割の利子であると書いてあるけれども、業務方法書によつて四・五%以上だ。そうして実際にこのアラスカ・バルブに適用しておる利率は幾らかと聞けば、やはり四・五%と、こういふ。そういたしますと、私どもがすぐ疑問に考えますことは、本来それだけ国策の必要、業界と

してもどうしてもこの会社をより立てなければならぬというならば、なぜ株式の募集をしないか。疑うわけではありませんが、株式の募集をするならば、当然一割ぐらいの配当を約束されなければならぬ、まあ一年、二年は別として。ところが、結局、これはまあ輸銀という形で政府の金を使う、国の金を使う、こういうことになれば、四分五厘で用が済む。この方が安上がりだから、こちらの方にアラスカ・バルブを通じて日本の化繊業界というものがたよつておる、こういうふうに判断されるのでありますが、そうじゃありませんか。

○国務大臣(水田三喜男君) 確かにそういう問題はあつておるのですが、こういう国策的な会社の発足でございますので、すぐにこれが採算に乗つて配当できるというような業績の問題は望めないことと思つて、しかし、そういふことについて、いつまでもこういう金融にたよるということとは、当然これはもう救済義務がありませんので、返済期が来るというふうなことを契機に、結局、関係業者の出資というふうなものに順次に切りかえられていくというふうなことになるうと思つておる。

○天田勝正君 こんなゆるやかな金融で済むなら、中小企業の苦しみなんといふものは日本からなくなつてしまふと。私はそれはそう判断する。ともかく資本金の六倍の融資、これは幾らでも繰返ししますが、これはどう考へても異常なんです。異常なものに対する貸し出しがこれだけあるには、あるだけの理由がどうしてなければならぬ。そうすると、結局、どうもきのうも聞き、きょうも聞いても、さつぱり

その点をおつしやらないのですけれども、まああの時の輸銀の幹部ですか、あるいは閣議決定というふうなこともあり、それから、時の内閣の大臣のまあ気持次第という、心の向くままという工合で、勝手にこういう国費によつて支出された資金が出されていゝものなんです。何か、どうですか。おかしいですよ、それは。

○国務大臣(水田三喜男君) 前にはミナス製鉄の問題がございましたし、アラスカ・バルブ、こういうのは結局、国として一つの国策の線に沿つたものでございまして、その方針に基づいて輸銀の貸し出しが行なわれております以上は、この事業をこゝで中途でどうこうするわけには参りませんし、所期の目的通り完遂させるということに努力するよりはか仕方がございませんで、政府としまして、すでに発足した会社についての方針をこゝで変えようというふうな考えは全然持つておりません。

○天田勝正君 答弁がどうもよそへすり変わつておつては、迷惑な話です。今、途中ですぐやめろという議論をしておるのじゃないのです。途中だからやめるわけにいかないとおつしやるけれども、途中だつても私は株式にたよるということは不可能ではないと思つておる。それだけ将来性もある、業界があつて待望しておるというところは、できた製品といふものが売れないという憂へはないはずで、必ず売れるし、必ず業界としては買わなければならない。今度は化繊業界の方が成り立たない。そういうものでありますから、当然それぞれの業界は株式という形で

出資してしやるべきなんです、どう考へても。当分は無配当かもしれないけれども、やがてはその配当ならば、配当がまあ一割以上になるでしょう。ところが、それを特に四分五厘という低利な資金です、これを利用するところ、ところに、私はどうしても疑惑を持たざるを得ないわけなんです。だんだん今度返済のことも、言葉の中で察知いたしますと、業界がそれぞれ保証しておるのだから差しつかえない、こう言つけれども、資本金さえつき込まないというところになれば、保証はしたけれども、ほんとに責任を負ふという気持はないのじゃないか、今度、こういう疑いが出てくるわけなんです。そういう場合の最終的な返還の義務というものは一体どこにあるのか、あるいはまた、もしそれが返らなかつた場合は、この輸銀の融資といふものはどういふことになるのか。結局、これは国の損といふことになるのでしよう。どうなんでしょうか。

○国務大臣(水田三喜男君) 輸銀としてはもう貸し出しが終つておるものでございまして、今後は回収の問題にしたいと思います。これは最初の目的通り事業を実現させることに努めると同時に、そのために据え置き期間とかいふようなものを置いてあるのだから、いふまでもなく、その間の猶予はともかくといたしまして、そのあとの回収の方法については、これは貸し出しの責任が輸銀が持つておる問題でございますから、輸銀としましては、これに鋭意増資をさせるという方向へ指導するといふようなことも、今後当然行なわれるだらうと思つております。

○天田勝正君 結局、私どもはこう受

け取っていいのでしょ。貸した金ですから、投資した金なんですから、返つてこないということも、これは想像できるわけですよ。一般にもあることだから、一般にもあることはここだつてあるはずですよ。そういうときは結局国の損失と、こういうことで片をつけざるを得ないわけですね。どうなんですか。これは仮定の問題であると言つたつて、普通世間にあることですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 国が全部損するということを考えて事業ではございせんので、そのために十分の保証をとっておくということでございますから、そのための保証でございまして、最悪の場合輸銀が全部損になるといふことには、私はならないと思つております。

○天田勝正君 なかなか、近ごろは水田さんも言い抜けばかり上手になつて困つてしまふが、おかしいですよ、これはどうして。ですから、どうなんですか、大臣。あまり言い回しよく言つていないで、何かそこへ今後基準を設けるとか、資本金は少ないけれども設備はその会社自体に十分あるのだとか、あるいは他が保証しているからいいということというならば、それならすべて株式に切りかえさせるとか、それも全部やれというのは不可能であるけれども、政府の融資はせいぜい資本金程度にとどめて、あとはいかに国策会社といふのも株式を持たせることによつて資金調達するとか、何かそういう基準を設ける気持はないですか、どうですか。

○国務大臣(水田三喜男君) まあこのアラスカ・バルブの問題は、貸付を行なつてしまつた問題でございまして、基準といふのが今後の問題ではないかと思つていますが、今後の問題として、輸銀といふものが特殊の任務を持つた特殊の金融機関でございまして、その性格上、輸銀にいろいろの基準を設けることによつてむしろ輸出を阻止するといふ効果の方を大きくする問題が考えられますので、この輸銀の金融のワクをきめるといふことは私は非常にむずかしい問題だと思つております。

○天田勝正君 日本の産業といふものは結局、回り回ればみな輸出に關係なしとはいはせませんけれども、このアラスカ・バルブの場合は、輸入原料を確保するといふことが主なんです。輸出が直ちにどうという問題じゃありません。ただ、そのできた化繊といふものがやがて輸出される、こういうことはあります。今は直ちに輸出がそれでストップをするといふような問題じゃなし、かりに言い回しによつて、化繊輸出が困るようになるのだと議論しても、どうしたつて半分は資本金で調達して、あとの半分は融資に待つのだ、こういうことの方が幾ら国策会社といふのも当然でしょう。あるいはそれだけ重要なものならば、全額政府資金によつて株を持つ、こういうことが公社の場合でも何でも当然行なわれてゐるので、これはどうも——国策々々といつたつて、三公社のごときものは全額これは国庫の出資です。しかし、この輸銀の融資からすれば、全額ではないのですよ、六倍だから、どう考えてもおかしいと、こう申し上げてゐるのです。だけれども、どうしてもそれは基準を設けなければ、時の輸銀の幹部と

時の政府の気持次第で押し通すということなんです。再び聞きます。○国務大臣(水田三喜男君) 私が言いましたのには、勘違いしてしまつて、この輸銀に——社当たり貸付の金額の限度を置けといふような問題だと思つて答弁しましたのですが、そうじゃなく、まあアラスカ・バルブはもう貸し出しをしてしまつた問題でございまして、からですが、それでない、今後の問題といふようなことでしたら、その資本金のあり方と貸付のあり方といふものはやはり望ましいことだと私は思つております。

○木村龍八郎君 関連。今度の、きのうからロンドンで開かれてゐるDAGと輸出入銀行との關係ですね、一、二伺いたいのです。それは、第一点は、新聞で報じられてゐることは、日本政府にも協力方の要請があつたといふふうに関いたように思ひますが、その内容はどういふ内容であるか。新聞によつていろいろ違ふものですか。参加十カ国の総生産の一分とかあるいは国民所得の一分とかいふところありますが、これに協力するといふことになるか、どのくらいの後進国援助に対して日本が資金援助をすることになるのか、そういう点の一つです。

それからまた、援助の定義についていろいろ新聞でも報じられておるうちに、輸出入銀行の今五年程度の延べ払いは援助と認めないといふようなことが伝えられておるわけですね。十年以上にならないと援助とみなさないといふことになるか、この輸銀の今後の融資といふものも変わつてこざるを得ないと思つたのですが、そういう点はどうなんですか。この二点について何つておきたい。

○国務大臣(水田三喜男君) DAGの會議でそういう提案が出るかもしれないけれども、情報に得ておりましたが、まだそれが會議に出されてゐるわけではございません、そういうものが出た公電も今入つておるわけなんです、そういうものが出されたらそれによつて私もいろいろの態度を検討するといふことになつておるもので、まだ具体的な一つの考えは全然きまつておりません。

○木村龍八郎君 政府に何か事前に協力方の要請があつたといふことがいわれておるが、政府に何の連絡もないのですか。それとも一つ、二つ質問したのですが、後段の質問に対して何か答えてもらはないと……。輸銀との關係です。

○国務大臣(水田三喜男君) 正式なそういう要請が政府にあつたことは聞いておりませんが、それから輸銀との問題でございまして、これは今始まつたことではなくて、昨年のDAGの會議のときでも、延べ払い条件等も今日日本でやつてゐる程度では、これは援助といふわけにはいかぬといふ意向も、關係国から出されたいきさつもございまして、こういう問題についても、私も私どもはこの条件緩和のほかにについて今後検討するつもりでおります。

○木村龍八郎君 正式にはなくても、非公式にはあつたんですか。それから、この援助といふものの定義の問題になるのですが、政府はそれをどういふふうに考へてゐるのですか。

○国務大臣(水田三喜男君) それは正

確なことは外務省に聞かないとわかりませんが、大蔵省としてはただ外務省からこういう問題が出るかもしれないといふような話は聞いておるということでございますが、外務省へ向かうからどういふ形で来たかは私はまだ存じません。

○木村龍八郎君 何だか、この輸出入銀行法の法律案を今審議しておるわけですが、しかし、今後その援助の定義いかによつてはふん変わつてくるので、今までの五年くらいに延べ払い方式ではこれに含まれないといふような問題も起つてくるわけですよ。これについて、そんなに簡単に見過ごしていい問題なんですか。このDAGのあつた會議は、そんなに大した問題じゃなく、これは輕視していい問題なんですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 輕視するつもりはございせんが、御承知のように、DAGといふのは別に議決をしない、關係各国が集まつていろいろ懸議する機關でございまして、そこで出た問題を見て、政府としてはこれにどう対処するかをきめればよい問題でございまして、まあDAGは一つの懇談会でございまして、その結果を見て私もいろいろ対策をきめたいと、こういう立場で臨んでおります。

○木村龍八郎君 どうもあまり時間がございせんから、もう簡単に打ち切りませんが、しかし、もう少し総生産の一分くらいの援助をするといふことになれば、かなりの額になるのではありませんか。今後の日本の國際収支にも相当大きな影響が出てくるわけですよ。こういう問題について、今大臣の答弁を伺いますと、何だかもう実にあ

やふやな、ほとんど検討もしていないような、出されてから考えると、新聞ではほとんど出ているじゃないですか。大蔵省はもう少し検討しているに違いない。そんなこと、検討してなければならぬはず。それを出てから検討してみたらどうか、そんないいかげんなことはさっきも大蔵大臣、答えたように、今起こった問題じゃないでしょう。だいたい前から起っている問題ですよ。私も今急に質問するわけじゃないです。このDAGの問題については何回も質問しているんですよ。

それで、このDAGの援助というのはかなり政治的な意味を持っている。いわゆる共産圏の後進国に対する援助に対抗する意味を持っているのであって、これは非常に重要な意味でございすよ。これをだんだん深入りしていけば、コマール・ベール以外の非常に政治的な意味を持った援助になつてくるわけですよ。そこで、このDAGのこの会議の成り行きというものは、そんな軽い意味をもって考えるべきものじゃない。ところが、先ほどの答弁ですと、何か非常にたよりない無関心に近いような御答弁ですがね。そんな程度でいいのかどうか、もう少し検討されているに違いないと思うのですよ。大蔵大臣、もう少し詳細に詳しく御答弁願いたいと思います。

○国務大臣(水田三喜男君) それはいろいろの場合に對処する検討はしておりますが、今の御質問のDAGの場合は、これは懇談会でございすので、懇談の場合にはいろいろ日本の考え方とか立場についてのこちらの代表から

の懇談もするはずになつておりますし、ここで縛られてどうこうという問題ではございせんので、その懇談の結果、政府としてはいろいろの方針を今後きめるといふ立場で臨んでございすから、今ここで国民総生産の百分がどうか、それによつてどうするかという具体的な考えのお答えがでないといふことではございす。

○木村福八郎君 それは懇談であるから、正式のIMFとかそういうようなところと違ひますが、道義的にはかなり制約されるんじゃないかと思うのです、道義的には。そういう場合に、日本としてはやはり主張というものがなければならぬと思ひます。たとえば援助の定義についても、日本としてはこういうふうに考える、賠償まで含めて考える向きもあるようではございす。賠償は援助としては含むべきでないとか、あるいは輸銀のプラント輸出について五年ぐらいの延べ払いもこれは援助に含むべきだとか、何かそういう主張がなければならぬはずだと思ひます。道義的には、あそこで大体きまると、かなり縛られることになつてくるんじゃないかと思ひます。その点はどうかと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) これは会議の懇談の結果によつて政府は善処策をきめるといふ立場で、今代表を出しているといふことです。

○委員長(大竹平八郎君) 他に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。御意見の

ある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○成瀬權治君 社会党を代表いたします。この法律案に反対をいたしまして、その理由は、第一は、原資である百二十億は、第二次補正予算の審議の際にも問題になつたことではございす。財政法二十九条の違反の疑いがあるのじゃないか、この点がまだ解決しておりません。

第二の点は、昭和三十六年一月現在の貸付残を見ますと、一千三百七億でございす。うち四分という低利で貸し出されている輸出関係のものが千四百六億でございす。しかも、質疑で明らかになつた点は、銀行と協調融資をする場合には、業務方法書の中に七対三を原則としてゐると思ひます。が、原則はそうなつてゐるが、自由裁量で貸し出されるというよりな事になつております。いわゆる輸出銀行の原資は、一般会計から産投に入り、産投から輸銀に入つてゐるわけではございす。原資は考慮されてみれば国民の血税でございす。その血税が四分というよりな安金で貸されるという点が一つ問題です。質疑では、この点について考慮するといふことはございす。その点が一つの問題であるとともに、今申し上げましたように、自由裁量で貸されるというよりな点はいかがかと思ひます。こういう点を一つ明確にしたいだかなければ、輸銀の幹部の方の自由裁量といふことは何か疑わしい点があると思ひます。たとえば、やり方というのはいらうと思ひます。見があるかもしませんが、船舶について七・三の比率で貸したとすると、

どの会社にも七・三で融資が行なわれる、車両に対しては八・二で協調融資をしたら、いつまでたつても八・二でやるというよりな点を明確にしたいだかなと、あまりに権限が大き過ぎると思ひます。そういうよりな点から、今後改正をされるとするならば、そういうよりな点も明確にしてやつていただかなければならぬと思ひます。

以上二点を簡単に申し上げまして、反対の理由をいたします。

○天田勝正君 民主社会党は、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案に反対いたします。

反対の理由は、すでに産投特別会計の際に一部は申し上げましたが、たゞいま成瀬君から申されましたように、すでにこの産投特別会計へ繰り入れる百二十億それ自体が財政法違反である私どもは考へております。

さらに、融資、投資の方法であります。が、これまで私どもの質問で明らかになりましたように、極端な例を申し上げれば、資本金の十倍に及ぶ投資を行なつておるのであります。これに對する政府あるいは輸銀当局の答弁は一向に要領を得ておりません。ほとんどこれらの融資といふものが、時の政府と輸銀の時の幹部によつて、氣ままに右左できるということでありまして、まことに国民の税金によつてまかなれた資金の使途としては、ずさんきままりないというよりな私どもは考へております。そして政府側の答弁を聞きますと、これは国策なるがゆえにというお話でありますけれども、しかば、他の政府機関で見ますように、幾ら国策といへども資本の全部をまか

なうというのが精一ぱいのはずであります。ところが、資本の全部はおろか、その数倍の融資を行なう、そしてこの金利に至りましては、四分五厘というよりなきわめて低率な、この厚い庇護を、二の会社に与える、こういうことは何とでもいふよりな事な思ひます。もしこういうよりな事な融資によつて、国策なるがゆえにやるといふならば、おそらく日本には中小企業の苦悩というものはなくなるだろうと私どもは信じます。そういう観点からいたしまして、かような事な融資を行なうならば、これらは当然中小企業者の復興のために回すべきであると思ひます。

以上によつて本法案に反対いたします。

○須藤五郎君 私は、日本共産党を代表しまして、この法案に反対をするものです。

もともと私たちの党は、日本輸出入銀行法そのものに反対をいたして参りました。それは国策会社を援助するという名によりまして、大資本に対して低利の金を融資する、いわゆる大資本育成がこの法案の目的であるといふことを私たちは指摘して、これに反対して参つたものであります。中小企業などはこの法案の恩恵から遠いところに置かれて、何ら恩恵を受けていない。この輸銀法によりまして恩恵を受けるのは、過去の実績から見ても、明らかに大資本のみであるといふことはつきりいたしました。

また、あらゆる不合理の問題につきましては、先ほどの天田委員の質疑の中でその点が、つきりしたと私は思ふのであります。特にこの一部を

改正する法律案につきましては、私は第二次補正予算を財政法違反だという建前をとっており、従って、この前成立しました産投も私たちは反対をして参ったわけです。そこから百二十億輸銀に入れるという法律は、当然これは私たちは筋を通して反対をしなげればならないものだ、こう考えます。

以上の立場から、私はこの法案に反対をするものです。

○山本米治君 私、自由民主党を代表して、本案に賛成するものであります。

今後わが国が経済成長政策をやつて参りますにつきては、非常に問題となる一点は国際收支の点であります。その国際收支改善のうちの中心問題はまた輸出伸張問題になることは当然であります。この輸出が今後なかなか国際競争がきびしくなる情勢であります。そこで、この国際輸出競争場裏に処してわが国の輸出を伸ばしていくためには、いろいろな点で政府が直接間接の援助政策をとらなければならぬのであります。日本の金利が国際的に割高だということは、日本の非常にまずいハンディキャップになつてゐる点であります。まず輸出に對して金融をつけること、それから、しかも低利でつけるということ、これは、非常に輸出伸張の上に重要なものであります。この点において、日本輸出入銀行の任務というものが今後ますます重要になるだらうと思つてゐます。

そこで、三十六年度におきまして一千億に近い融資計画がなされておるのであります。ただいま野党の反対理由を聞きますと、まず第一点が、この間の第二次補正、ひいては産業投資特別会計への出資の財政法違反問題であります。これはわが党はすでに違反でないとしてゐるのであります。それから、その他の点につきましては、大体普通の金融ベースから考へて反対しておられるようでありまして、先ほど申しましたように、今後日本が輸出を大いに伸ばしていかなければならぬという点から見ると、これは一種の国策といひます。特殊な金融でございまして、輸出に對し金融を豊富にし、かつ安い金利でしてやることが必要なんでありまして。四分という金利は確かに非常に安いのであります。これは市中銀行との協調融資のことを考へ合わせると、四分ではない、五分あるいは五分以上になることは明らかであります。

また、大資本の会社だけに融資するといふことが一つの反対理由になつておられます。なるほど輸出の性質から見ると大企業なりがちでございすけれども、このうち融資先のおもなるものの船、造船会社などにおきましては、もう半分以上が関連下請会社、いわゆる中小企業等がこれに關与してゐるのであります。必ずしも大企業に對して貸すといふことにならないのであります。またアラスカ・バルブがやり玉に上つておられますけれども、これなどもきつておられます。これらに關する言葉はあまり今日では適當でないかもしれせんけれども、輸出振興の立場からやつておるのであります。資本金に對し融資額が過大であるといふような点もこの場合われわれは

当たらなないのぢやないかと考へておるのであります。こういう意味におきまして、ともかく輸出に對しては普通の金融ベースでない、特別の金融という点をよく了解するならば、野党諸君の抗議は当たらないと思つてゐます。この意味合いにおきまして、本法案が、来年度輸出入銀行の資金を豊富にするその一環として、産投特別会計が百二十億出資してこの資本金を増加しようとすることは、まことにけつこうであらうと賛成するものであります。

○委員長(大竹平八郎君) 他に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大竹平八郎君) 多数でございします。よつて、本案は多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきましましては、先例により、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(大竹平八郎君) 次に、法人

税法の一部を改正する法律案、所得税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案、揮発油税法の一部を改正する法律案、地方道路税法の一部を改正する法律案、資金運用部資金法の一部を改正する法律案、郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案、関税暫定措置法の一部を改正する法律案、関税定率法の一部を改正する法律案、関税定率法の一部を改正する法律案、関税定率法の一部を改正する法律案、以上十一法律案を一括して議題といたします。

これより質疑をしていただくわけでありまして、物品税法等の一部を改正する法律案は、衆議院で修正され本院に送附されておりますので、便宜大蔵省当局よりこの際修正の概要について説明願ひことにいたします。

○政府委員(村山達雄君) 物品税法の一部を改正する法律案につきましては、衆議院の修正の内容をいかつて申し上げますと、今度の物品税法ではいかに増税部分と減税部分があるわけでございます。減税部分は、従来気筒容積千五百cc以下のものにつきまして一五%の小型の税率を課税してございしたが、これを今度二千ccまで一五%課税する、これが減税の内容でございます。それから、増税の方の内容は、従来大型の自動車といつたしまして五〇%の課税をいたしておりました分が、従来でございましてと気筒容積四千cc以上のものを大型と認めておりましたが、今度は三千cc以上のものについて五〇%を課税するということになつたわけでございます。

ところが、この自動車につきましては、三十五年度の外貨割当が昨年の十一月に行なわれまして、約一千台でございまして、この三月の末まででその大部分が輸入されるわけでございますが、約二百六十六台といふものが四月、五月に持ち越されております。先般新聞にも報じられましたように、一部は着きましたけれども、横浜の埠頭において沈没したという事情もございします。これらのことがございしますので、その増税部分の規定は六月一日まで延ばしてはどうかとあらうかといふことでございます。

その大型の点が一つ、それから小型の部分につきまして、従来幅の制限を置いていなかったわけでございますが、今度新たに自動車運送法の登録区分と同じように小型につきまして幅の制限を置きまして、幅百七十七センチ以上のものにつきましては、これは気筒容積とかあるいは輪距にかかわらず、三割の税率を適用することにしてございします。その分も増税部分でございます。要するに増税負担分はすべて六月一日から施行いたします。減税になる分は四月一日から適用いたします。こういう修正をいたしてございします。

○委員長(大竹平八郎君) 水田大蔵大臣に質疑のある方は、順次、御発言願ひます。

なお、水田大蔵大臣のほか、政府側は石原大蔵省主計局長、村山大蔵省主計局長、西原大蔵省理財局長、稻益税関部長が出席しております。

○須藤五郎君 私はこれから、所得税法、特に源泉徴収の問題について質問したいのでありますが、せつかく大臣

が御出席になっておるのでありますから、大臣から御答弁をいただきたいと思ひます。

今回、政府は税制改正をやり、こう言っておりますが、今回の税制改正のねらいは一体どこにあるのか。今回の改正ではほんの一部分であると思ひますが、真のねらいはどこにあるのか。調査会の結論はまだ出ないのか。根本的な改正は、手直し程度ではだめであると思ひます。その点から見て、今回の所得税法改正には大きな矛盾があると思ひますが、政府はどういうふうに考えておられるか、まず伺いたいと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) 改正のねらいは、もうたびたび申し上げておりますように、中小所得者の税負担を軽くしたいということがねらいで、今度の税制改正案もそれを中心とした改正案でございます。

○須藤五郎君 根本的な改正をしようとするならば、次の二点を最重点的に私はすべきものだと思うのであります。一点は、中央地方を通じて税制の民主化と簡素化、二点は、税負担の軽減と負担の公平をはかること。これをやろうとするならば、まず労働者の税負担の軽減を考えなければならぬと思ひますが、大蔵大臣はどういうふうに考えられますか。

○国務大臣(水田三喜男君) 特に勤労所得者の減税というものを中心にやつたものでございまして、労働者の負担は非常に今度の改正案によつて私は軽減されていると思ひます。それから、中央地方の税のあり方でございますが、今度は国税は一応国税で減税いたしますし、地方税は地方

税で減税をいたしました。この中央地方を通ずる税源の配分というふうなものについては根本的な合理化というふうなものは、確かに今度の場合には十分でございまして、これは税制調査会の検討事項として、さらに引き続きこの問題に入るといふことになつておりますので、その結論を待つて、次の段階において私もまた是を待たせたいと思ひます。

税で減税をいたしました。この中央地方を通ずる税源の配分というふうなものについては根本的な合理化というふうなものは、確かに今度の場合には十分でございまして、これは税制調査会の検討事項として、さらに引き続きこの問題に入るといふことになつておりますので、その結論を待つて、次の段階において私もまた是を待たせたいと思ひます。

○須藤五郎君 まあ、池田内閣は所得増進を打ち出して幻想を与えておるやうであります。所得増進を言つては、その前に物価がどんどん上がつていく。こういう状態の中で、労働者の生活はだんだん苦しい。苦しい生活を耐へておるわけですから、労働者の税負担の軽減をしなければならぬ。私は全く無意味なものだと思ひます。来年度改正のときに税負担の軽減をやろうと、今も大臣言つていらつしやいます。が、はたして實際やる意思があるのか、またその用意があるのか、政府の決意を伺つておきたい。

○国務大臣(水田三喜男君) 来年も減税はする方針でございます。労働者に対する税、すなわち勤労所得税について本質的な問題で二、三質問をいたしたいと思ひます。労働者は、勤労所得税の名によつて、憲法、会計法、所得税法に違反して、不当かつ不公平な重税を課せられておることであります。その一つは、源泉徴収であります。そもそも労働者は、労働基準法第二十四条によりまして、「賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支

払わなければならない。」と保障されておるわけでありまして、この点、大蔵大臣の見解を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(村山達雄君) この源泉徴収の制度は、ひとり国の、政府の便宜からだけ設けられておるのではなくて、納税者の手数を考へて合はせ設けられておるわけでございます。

○須藤五郎君 そんなばかなことがあるか。

○政府委員(村山達雄君) おそらく、その労働基準法でも、法律に別段の定めがあるものはない。おそろく条項が入つておるやうと思ひます。が……。

○須藤五郎君 ちょっと、もう一ぺん言つて下さい。

○政府委員(村山達雄君) おそらく、今引用されました労働基準法の中に、法律に別段定めある場合は当然除く制度になつておると思ひます。しかるがゆゑに、所得税法その他では法律で双方の便宜を考へてやつておる、こゝういふことでございまして、なお、給与所得税についての源泉徴収制度は近年発達したものでございまして、これは欧米各国いずれも採つておる制度でございまして。

○須藤五郎君 あなたは今労働基準法の問題を出してゐるが、徴収ができるやうになつておるわけですか。例外規定があるのだらうというが、その規定があるならば、労働基準法をちよつと読んで下さい。どこにそゝういふ規定がありますか。あるなら、読みなさいよ。はつきり言つて下さい、何条に書いてあるか。

○政府委員(村山達雄君) 後ほど調べまして御答弁申し上げます。

○須藤五郎君 ここから問題が進展していくのだから、これを明らかにしなかつたならば、次の質問がでないのか。早くやつて下さい。

○委員長(大竹平八郎君) 須藤君、大臣に対する質問があれば、先にして下さい。

○須藤五郎君 大臣にこの質問をしてゐるのですが、大臣が答えないで主税局長が答えるから、こゝういふことになつておるのです。私は大臣に質問して、だから、最初から大臣に答えてもらいたいといふことを一応言つて、それで質問しておるのです。主税局長は知つたかぶりで言つて、労働基準法に例外があるから、だから、労働基準法のどこにあるか、それを読んでもらいたい。それを読まなければ質問が続けられないといふことです。どこにあるのですか。何条にあるのですか。

○政府委員(村山達雄君) 後ほどその規定を調べまして……これはおそろく憲法違反というやうなことはもう全くないと思ひますので、その規定があるか、あるいは解釈の問題であるか、いずれにいたしましても、われわれは合憲的な規定である、源泉徴収に關するものはさうであると思ひます。

○須藤五郎君 こゝういふ条件では、質問を続けられないです。今もいかにも知つたかぶりで言つたのだから、ちゃんと頭の中にあるのだらうと思ひます。その法案が、何も知らないで、何もう意なしにあつたやうな不意な答弁をするのはけしからぬと思ひます。実に議員を侮辱しておると思ひます。

○須藤五郎君 納税者が便宜だと、あなたたちは自分に勝手のいいことを言つておるけれども、今総評においては源泉徴収は憲法違反だといふ訴えを裁判所に提出しようとしておるわけですか。あるいはもう手続が済んだからわからぬ。源泉徴収はいかに国民から反響を受けておるかといふことを、あなたたちは知らないやうに言ひます。だから、私はこの問題をきやうこで取り上げてやつておるのです。もしも国民が喜んでゐるものならば、そゝういふはつきりした法案を作つて源泉徴収はできるのだ、今日のやうなやり方のできるのだといふ法案をちゃんと作つておいてから、なぜやらないのですか。法律も作らないで、法的な根拠も何もなくして、そして一方的

早くはつきり答へなさい。あなたが答へようとしておる事項はちゃんと僕はわかつておるけれども、あなたに言わせたから言つておるのだ。

○国務大臣(水田三喜男君) 私が答へるべき問題だつたかも知れませんが、私は具体的にその条文を知りませんが、かりにそこがどうなつておりましたやうな問題でも、問題は憲法違反かどうかという問題ですが、これはとにかく納税者から見たら申告の煩瑣な手続から免れることになるし、徴税機関から見まして、これは非常に便宜なことでありまして、納税者が便宜であるといふ立場で、今世界各国ともこゝういふ方法をとつておるというところでございまして、このやり方が憲法違反になるというふうには私は全然考へておりません。

○須藤五郎君 納税者が便宜だと、あなたたちは自分に勝手のいいことを言つておるけれども、今総評においては源泉徴収は憲法違反だといふ訴えを裁判所に提出しようとしておるわけですか。あるいはもう手続が済んだからわからぬ。源泉徴収はいかに国民から反響を受けておるかといふことを、あなたたちは知らないやうに言ひます。だから、私はこの問題をきやうこで取り上げてやつておるのです。もしも国民が喜んでゐるものならば、そゝういふはつきりした法案を作つて源泉徴収はできるのだ、今日のやうなやり方のできるのだといふ法案をちゃんと作つておいてから、なぜやらないのですか。法律も作らないで、法的な根拠も何もなくして、そして一方的

早くはつきり答へなさい。あなたが答へようとしておる事項はちゃんと僕はわかつておるけれども、あなたに言わせたから言つておるのだ。

なものの考え方をどういうことをやる
という事は、これは法違反じゃない
ですか。会計法から見ても、財政法か
ら見ても、所得税法から見ても、憲法
から見ても、あらゆるところから見て
これは違法なものです、こういうやり方
は。だから、それを私は追及している
わけです。まず労働基準法違反ではな
いかと追及したら、労働基準法に例外
があるでしょうというより無理な答
弁をやるから、こういうことになるの
です。早く答えて下さい。探したつて
ないので、労働基準法には。

○政府委員(村山達雄君) 憲法三十条
で納税の義務を規定しております。「国
民は、法律の定めるところにより、納
税の義務を負ふ」、従いまして、所得
税法では、これはやはり国の税に關す
る基本法でございまして、その中で
はつきり源泉徴収義務を行なうという
ことを書いてあるわけでございますの
で、明らかに合憲的である、かように
考えているわけでございます。

○須藤五郎君 その源泉徴収が法的に
合法であるという条項が所得税法にあ
るといふが、その所得税法の第何十
条ですか、読んでみて下さい。

○政府委員(村山達雄君) 所得税法第
三十八条、長いですが、前文だけ読ま
せていただきます。第三十八条「居住
者に対し、この法律の施行地において
給与所得の支払をなす者(命令で定め
る者を除く)は、第四項の規定による
場合を除く外、その給与の支払をなす
際、左の各号に定めるところにより、
左に掲げる税額の所得税を徴収し、そ
の徴収の日の属する月の翌月十日まで
に、これを政府に納付しなければなら
ない。」云々でございます。

○須藤五郎君 徴収ということでは
よ。大臣、答えて下さい。大臣、こ
には「左に掲げる税額の所得税を徴収
し……これを政府に納付しなければな
らない。」こうなっている。そこで、
私はお聞きしたいのですが、ここで
言っている徴収ということの正しい解
釈をお願いしたい。

○政府委員(村山達雄君) そこに「支
払をなす際……徴収し」と書いてござ
います。それが源泉徴収という意味で
ございまして。

○須藤五郎君 会計法第三条から第八
条までの規定では、第三条には「歳入
は、法令の定めるところにより、これ
を徴収又は収納しなければならぬ」、
こうあるのです。ここに徴収という言
葉と収納という言葉をはっきり区別し
ている。収納と徴収の区別を述べても
らいたい。

○政府委員(村山達雄君) 徴収とい
い収納といひ、それぞれの法律にそれ
ぞれの意味で使っております。会計法で
書いておりますのは、収納官吏に關す
る徴収並びに収納のことを書いてある
わけでございます。また、所得税法の
ところでは、源泉徴収義務者の徴収義
務に關して規定がある、こういうわけ
でございます。

納入告知することであつて、収納する
ことではありません。収納とは、調
査、決定、納入告知のあつたものを受
け取ることであつて、徴収すること
ではないのです。このことは国税徴収法
第四十二条及び国税収納金整理資金に
關する法律第九条の規定に明らかなん
です。そこにはこう書いてあるの
です。徴収とは納税者に対し納付すべき
金額、期限、場所を指定し納税の告知
をすることである、こういうふうに
言つておるのです。ここでは徴収とい
う言葉と収納という言葉をはっきり区
別して使つておるのです。あなたのよ
うに、そんないかげんな解釈は許し
てはいけません。どうですか。

○政府委員(村山達雄君) 今のお読み
になりました徴収に關する規定は、納
税の告知に基づく徴収の規定でござ
いまして、「国税を徴収しようとする
ときは、税務署長は、納税者……に對
し、政令で定めるところにより、その
納付すべき金額、納期限及び納付場所
を指定して納税の告知をしなければ
ならない。」これは御案内のように、今
の徴収方法には源泉徴収もございま
すし、それから申告納付もございま
すし、それからこの申告を不当と認める
場合には更正決定をいたしまして、そ
れで納入告知によつて徴収する場合
等、いろいろございまして、ここに
書いてございまして、申告納税で申
しました、更正決定をして納入告知を
いたしまして徴収する場合のことが書
いてあるわけでございます。所得税法
の源泉徴収の規定は、これとは全然違
う領域に於いての規定でございまして。

○須藤五郎君 もう一べん話をもうとへ
ちよつと返しますが、もうあなた、勞
働基準法、大体見当がついたらうと思
います。労働基準法のどこに徴収でき
るという言葉があるか、一つ述べて下
さい。

○政府委員(村山達雄君) 労働基準法
二十四条をちよつと読んでみますと、
「賃金は、通貨で、直接労働者に、そ
の全額を支払わなければならない。但
し、法令若しくは労働協約に別段の定
がある場合においては、通貨以外のもの
で支払い、また、法令に別段の定が
ある場合若しくは当該事業場の労働者
の過半数で組織する労働組合がある
ときはその労働組合、労働者の過半数
で組織する労働組合がないときは労働者
の過半数を代表する者との書面による
協定がある場合においては、賃金の一
部を控除して支払うことができる。」
「但し法令……に別段の定がある場合
においては、」という、「定がある場合
においては……賃金の一部を控除して
支払うことができる。」、所得税法また
法令でございまして、これはちよつど
この六法全書で引用条文に所得税法と
いうのがやはり引いてあるわけであ
ります。

○須藤五郎君 この控除できるという
ことの内容を具体的に説明して下さい
。控除できる項目は何ですか。何が
控除できるのか。

○政府委員(村山達雄君) 少なくとも
源泉徴収税額は控除できるわけであ
ります。

○須藤五郎君 源泉徴収税を控除で
きるという条項がどこにありますか。
この中のどこに書いてありますか。

○政府委員(村山達雄君) 先ほど申し
述べましたように、所得税法第三十八
条で支払いの際徴収するということ

でございます。で、憲法の三十条との関
係は、やはり法律の定めるところに
よつて徴収しております。それで、
この規定の方で、労働基準法のた
だいま読みました条文では、法令で別
段の定めがある場合は控除して支払
うことができるということでございます
で、平仄は合つておると思ひます。

○須藤五郎君 ここで労働基準法の第
二十四条によつて、法令の定めるところ
によつて控除できるというその控除
できるものの内容は、決して税金じゃ
ないのです。源泉徴収をこれは認めて
いないのです。ここで控除できるもの
は厚生年金保険、それから健康保険、
失業保険、日雇健保、こういう種類
のものであつて、私が持つておる六法全
書にはそういうことはどこにも書いて
ないのです。もし書いてあるなら、一
べん示してもらいたい、源泉徴収がで
きるという項目があるならば。

○政府委員(村山達雄君) なかなかこ
れは解釈の分かれるところかと思ひま
すし、まあこれは何でもございませ
んが、「控除して支払うことができる。」
と、こうありますから、税金も控除す
ることには違ひございせん。ただ、
このただし書きの法令の中に、税金に
關する法令まで予定されて書かれたか
どうかは、これはなかなか立法者に聞
かないとわかりませんが、少なくとも
も、少なくともです、規定の形式と
しては所得税法の法令もまた該當し得
るように読めるわけでございます。

○天田勝正君 ちよつと関連、一言だ
け。どうも、むしろ政府はそういうこ
とは言わぬで、どうも須藤さん、ござ
いませんでしたと言つた方が、私は
早いと思ひ。労働基準法なんというこ

とで議論されているが、労働基準法は何です。ほかのものじゃない。労働者の保護立法なんですよ。だから、その控除というものは、当時の審議録をちゃんと私は読めばはつきりして、思うんですが、それは労働者保護上の厚生年金とか、そういうものがそのときの立法の精神そのものなんですよ。だから、とほりもないものを持ってきて、そんならそこにそう書いてあれば、ほかに今度それを裏づける条文がどこかになければならぬ。だから、そういうものではないのですから、あんまりこじつけて答弁していると、時間ばかり長かかって、こっちは被害者になつてしまふから、頼みますよ。

○須藤五郎君 この六法全書にも書いてないようなことを政府が勝手に解釈して、そうして源泉徴収をするというやうなことは、これは私も法を最も尊重し、最も守らなければならぬ立場にある官吏としては、はなはだ遺憾だと思ふのです。こういうことは私は許すことができない。明らかにここに書いてあるならばともかく、ここに例外として、いわゆる特に許す問題として書いてあるのは、私が先ほど読みましたように、健保や失業保険、日雇健保、こういうものなんです。これはなぜそれを認めておるかといえば、健保などは反対給付を受けるものだからです。そういう精神でこれを認めておるのです。ここには税金の字も書いてないわけですよ。それを一方的に勝手に拡張解釈によつてそういうことをやるというところは、これは私は法違反だと思ひます。

大体が、源泉徴収制というのは一体いつできたか。御存じのように、あの戦争中に起こつた問題です。戦争のどさくさにまぎれて、権力者が労働者に無理やり押しつけたもので、本来私は敗戦と同時にこういうふうのはやめるべき性質のものだと思ひます。大臣、これを答えて下さいよ、この点。労働者の賃金から、労働者本人の承諾も得ず、所得税を源泉徴収するということ、労働基準法違反ですよ。明らかに違反です。今まで述べたように、また法のもとに平等だと保障している憲法第十四条の違反だとも私は言えると思うのです。労働者の基本的人権をじゅうりんとするものであると、私はこういうふうに確信をします。一体こういうことを政府はやる法的根拠は何か、こういうことになる、三十八条をあなた持ち出すのだらうと思ふんですが、大臣、一体今までの政府の答弁を聞いておつて、あなた、これが妥当だと考えられますか、どうですか。早くこういうものはやめなきゃならぬものだと思ひますか。どういふふうにお考えになりますか。

○国務大臣(水田三喜男君) 私は、これは早くやめるべき性質のものというものでなくて、むしろ納税者にとつても徴税者にとつても便宜な方法であるというところである以上は、これは今までそうしてないかつた方が、むしろこれは、間違ひというところはございませうが、妥当でなかつた。やはり各国でもそういう制度になつておるんですから、それだけの制度の価値は持つておるものと見られますし、日本でもそういう制度をとることは少しも差しつかえない。やめるべきものじゃ私はないと思ひます。

○須藤五郎君 しかし、大臣、労働基準法違反ですよ。労働基準法というのは憲法の附屬法ですよ。最も尊重しなくちゃならぬ労働基準法の精神を踏みにじつたこういうやり方というものを、あなたは尊重するんですか。そうするといふと、あなたの考え方で私はおかしいんじゃないかと思ひます。労働基準法に絶対これは反してないという見解ですか。反してないという見解ならば、反してない理由をちゃんと法律の中で明示してもらいたいと思ふんです。示すことができないで、そういうことを口で一方的に言つておつたんでは、だめじゃないですか。

○国務大臣(水田三喜男君) これは結局、実質論の問題でございまして、こういう制度がいいんだということ、かりに国にその法律ができたという場合には、その法律に抵触するいろんな問題が他の法律にあるとすれば、今までは全部関連する限りの法律改正をやつておられます。が、これはどういふわけで、この所得税法ができたときにこれとの関連を考えたか考えなかつたかは私わかりませんが、もしこの源泉徴収そのものが悪いんだということとございまして、これはもし労働基準法にそこが抵触するという問題ございまして、あえて悪いことをやる方を直さなきゃならぬと思ひますが、こういう源泉徴収方法というものは、納税者にとつても一々これを申告せられるやうな手間が省けるという便利があつて、いいんだということでしたら、これに抵触するほかの方の法律を直すのがほんとうじゃないかと私は思つております。

○須藤五郎君 まあ源泉徴収がいい悪いは一応さておいたとしても、あなたが今後改訂において認めているごとく、労働基準法にそれはないと。労働基準法に反しておるといふことだけは確かだと思ふんです。私は、労働基準法のどこにもそういうことをしていいということが書いてない限り、労働基準法の違反だということとは明らかになつたと思ふんです。そして、もしも源泉徴収がいいとするならば、労働基準法の方を訂正しなくちゃならぬという大臣の意見だと私は思ふんです。まあそれは別として、労働基準法にないといふことだけはあなたも認めなさい。だから、私は、労働基準法のどこにあるか、労働基準法違反ではないかといふことを、私は今までやつてきたわけなんです。

あなたが今後改訂において認めているごとく、労働基準法にそれはないと。労働基準法に反しておるといふことだけは確かだと思ふんです。私は、労働基準法のどこにもそういうことをしていいということが書いてない限り、労働基準法の違反だということとは明らかになつたと思ふんです。そして、もしも源泉徴収がいいとするならば、労働基準法の方を訂正しなくちゃならぬという大臣の意見だと私は思ふんです。まあそれは別として、労働基準法にないといふことだけはあなたも認めなさい。だから、私は、労働基準法のどこにあるか、労働基準法違反ではないかといふことを、私は今までやつてきたわけなんです。

○政府委員(村山達雄君) 先ほど読みました会計法の規定は、徴収官吏が徴収する場合、つまり納入告知によつて徴収する場合に権限ある官吏が徴収しなければならぬといふことをいっておるわけでございます。そのほかにも申し上げましたように、申告納税というものは、本人が申告して自発的に納付するわけでございます。で、また源泉徴収という制度は、これは所得税法の第三十八条で別に設けられてあるわけでございます。それぞれその徴収方法

の違ひに従ひまして、それぞれの条文で規定してあるわけでございます。○須藤五郎君 だれでも税金の取り立てなどはできないという規則がちゃんとあるわけなんです。会計法第七條にはこういうふうに規定してあります。「歳入は、出納官吏でなければ、これを収納することができない。」「官吏でなければできないと規定している第八條は、「歳入の徴収の職務は、現金出納の職務と相兼ねることができない。」「こういうふうな兼職を禁止している。どうして給与所得の支払者に徴収と収納を兼ねさせているのか。

○政府委員(村山達雄君) 先ほど申し上げましたように、会計法の規定は、国がみずから納入告知書を発行してそういう方法によつて徴収する場合の事柄について書いてあるわけでございます。で、従ひまして、今の源泉徴収とかそういう別の方法で収納する場合は、その領域外となつてゐる、かように考えております。○須藤五郎君 もう一ぺん三十八條に戻らなければならぬ。三十八條には徴収という言葉を使つてゐる、徴収という言葉を。しかし、収納という言葉はどこにも使つていない。だから、あなたたちは勝手に徴収という言葉を収納という言葉をこちゃこちゃにして同意義に使つてゐるから、そういう間違ひが起る。しかし、これまで読みました法律の中では、徴収といふことはこういうことである、収納といふことはこういうことであると、収納と徴収とはつきり別別して書いてゐる。あなたも官吏だから、それくらいのことには知つてゐるでしょう。そうして徴収を

するのはこれこれの官吏でなければならぬ、収納するのはこれこれだ。そうして収納と徴収とを兼務することはできないというところが会計法に七条と八条にちゃんと規定されているのじゃないのですか。それを、所得税法の第三十八条を金科玉条のごとく持ち出して、そこに書いていないようなことを拡張解釈して、そうして勝手にやっていると書いてある。どこに収納しているといふことか、三十八条の

○政府委員(村山達雄君) たびたび申し上げる通りに、会計法の規定している範囲、これがどの領域に限定されているかというところに尽きる問題だらうと思います。会計法は、会計法が規定している範囲について、それぞれ用語、それぞれの意味を持たして、その範囲において規定しているわけでございます。で、源泉徴収に関する所得税法第三十八条の規定は、会計法の規定の領域外であるというふうに解しているわけでございます。

○須藤五郎君 会計法、財政法、所得税法にも、官吏以外の者に委嘱できるというところはどこにも書いてないのです。どこにありますが、そういうことは。

○政府委員(村山達雄君) まあ私からお答えするのが適當であるかどうかはわかりませんが、これはおそらく歳出の主計の方、法規課の方の領域だらうと思いますが、これは会計法は会計法の領域でその規定をしております。で、源泉徴収は源泉徴収の領域で規定してございます。

○須藤五郎君 それじゃ、答えて下さい。

○政府委員(上林英男君) 御指摘の通りに、国税の徴収ないし収納につきましては、それぞれの蔵入徴収官ないし収納官というものがございまして、この特例をいたしまして、ただいま主税局長の申し出ております所得税法の三十八条によりまして、国が徴収し、収納いたします前に、何と申しますか、法律的には適當な言葉じゃないと思いますが、ある一種の委託をいたしました人が、その権限に基づきまして徴収し収納するという制度自体が、所得税法の三十八条によりまして特例として定められております。それに基きまして収納されました所得税が、さらに国税収納整理資金に入れられる、こういうことに法制をとっているわけでございます。

○須藤五郎君 それはあなたの解釈、違いますよ。もしそれならば、三十八条に、徴収及び収納をさせる、収納しこうこうと、やはり徴収という言葉と収納という言葉を二つ並べて書かなければならぬので、それは違いますよ。やはり会計法なり財政法なりで、徴収と収納という言葉は明らかに区別されて使われている。その建前から、三十八条には徴収という言葉しか使っていない。収納していいという言葉はどこにも使っていないのです。ですから、あなたたちの言うようにやるならば、徴収及び収納と、こういうふうにはっきりと明示する必要があります。それが明示されていない。それを、あなたたち、明示されていないものを勝手に拡張解釈して、徴収も収納も、それも給与を支払う者にそういう権限を考えられているのです。これは会計法違反だといふんです。会計法の七条、八条に

は、こういうことのできるのには官吏だ

けだといふことである。しかも、その官吏についても、収納と徴収を兼務することはできないというところがちゃんと七条、八条に規定されている。会計法といえ、何じやないですか、憲法付属法の、所得税などよりもっと上の法律でしようが、その法律にはっきり規定されていることを、それをあなたたちは踏みにじっている。どうですか。

○政府委員(上林英男君) 会計法に規定したとおり徴収と収納の意味は、御指摘の通りでございます。ただ、これは会計の厳正確実を期しますという意味におきましては、命令官と、それから出納官との権限を明確にいたすために、徴収と収納という言葉を使い分けているわけでございます。今の所得税法におきましては、先ほど申しましたように、国が委託を特例としてしたというより、感じが徴収いたすわけでございます。その意味におきましては、特に会計手続上の今申しましたような命令官と出納官の区分というより、な概念を用いたしまして、この徴収という言葉をあわせて事実上使っているというふうに私は解しているわけでございます。その意味で、会計法に規定いたしました徴収という意味よりも、もう少し広い意味で所得税法は規定されているんじゃないかといふふうに私は考えているわけでございます。

○須藤五郎君 私は、法律というものはもっと厳重に、はっきりと明確にやっています。ききものかと思ふ。あなたたちがそういうふうな解釈したいならば、ちゃんと法律にその点を明示しておかなければいけないので、この法律

は不備です、そういう点からいって

いまでもこれにこだわっていると先に進みませんから、私は次に進めていきたいと思ひます。

以上、質疑でもわかりましたように、労働者に対する税金の取り方は、全く基本的な人権を無視したむちゃなもので私は思ひます。幾ら、政府が陳弁いたしまして、憲法、財政法、会計法に違反して、はなはだ無理があり、不当、不合理のものだと考へるのです。この際、政府は早急に税制を改めることが絶対必要だと思ひますが、重ねて大蔵大臣の意見を求めます。

○国務大臣(水田三喜男君) 實際問題として、この制度で納税者にどれだけの不利があるかどうかといふことは、一般の申告納税者に比べて、源泉徴収者の方は早く税金を納めるということになりますので、早いお支払いという問題の不利とか、そういうような若干のものはあると思ひますが、そうならば、それに対処するために、公平にするために、給与所得控除というより、ものが適當に勘案されるならそれでいいと思ひますし、實際問題としてそういう点が適當であるということになるのでしたら、この源泉徴収制度そのものが労働者の不利になるとか、人権をじゅうりんしたものだとかいふふうなことは考えられませんが、問題は、徴税者にとつても納税者にとつても、これが便利であるかどうか、公平な税制のもとにこういうことが行なわれることがいいか悪いかの問題で判断するよりほか仕方がないと思ひます。そういう意味から判断しますと、私は、この源泉徴収制度というものは、非常に納

税者にとつても便利な制度ではないかと思つております。

○須藤五郎君 私は、以下の質問で、いかに不利なものであるかということを実証したいと思ひます。

次に、給与所得者の受けておる差別待遇の問題であります。特に私は、まず所得の控除に対する差別待遇の問題にしたいと思ひます。いかなる所得者にも必要経費の控除がございしますが、労働者の必要経費は控除されていらないと思ひます。その点どうですか。

○政府委員(村山達雄君) 税法の上では、給与所得につきまして、必要経費という概念を設け、それを引くという制度はとつておりません。ただ、それにかわるものとしていたしまして、御案内のように、給与所得控除、こういう制度を設けておるわけでございます。

○須藤五郎君 労働者が仕事をしていたためにはいろいろな必要経費があるわけなんです。まあ映画の監督さんとか、私は音楽家だから音楽家を例にあげますが、映画一本作曲すると何十万円かの金が入る。しかし、その中には、作曲するのに必要な経費というものがやはり除外されておる。何割かが除外されておる。それは御存じの通りです。しかし、労働者が働くのに何ら経費が省かれていない。労働者はやはり町の中心に住むことはできないから、郊外に住む。そこから職場に通うためには相當な時間がかかる人でも、朝晩二時間ぐらいかかる遠くから汽車に乗って通つておる人もある。汽車賃が相当これはかかるのです。ところが、その汽車賃は、働いたためのこれは必要経費だと私は思ひます。それから労働

働者は、紳士と違って、働くために被服が非常に痛みやすい。特に痛みやすいのです。労働者は。ところが、労働者の被服費なんというものは必要経費として認められていない。また、職場が遠いために、職場の近くに居を移そうとすると、東京では賃一畳について千円以上の部屋代が必要になってくる。不合理な家賃を払わなければ職場の近くに移動することもできない。それから、特に飲食費であります。労働者はよく働くから紳士諸君よりもたくさん飯を食わなくちゃならぬ。また、職場の帰りにはいちいち一ぱいもひっかけないと疲れがなおらない。あすの労働にも差しつかえがあるというよりなことになる。だから、労働者がしうちゅう一ぱいひっかけるのは、これは必要経費だと思ふ。決してぜいたくやそんなものじゃない。飲まなければあしたは持たないということなんです。それから子弟の教育費というものがあつた。これは自分が体をすり減らして、そうして老年になる。老年になると働けなくなる。そのときに自分にかつて働いてくれるのはだれか。これは子弟です。そうして子弟の世話になつて労働者諸君は晩年を暮らさなければならぬ。だから、子弟の教育費というものは、労働者にとつてはこれは必要経費です。ところが、交通費も、被服費も、部屋代も、飲食費も、子弟の教育費も、これは一つも必要経費としてあなたたちは認めていないわけなんです。ほかの所得者に対してはいろいろな必要経費を認めながら、なぜ労働者に対してはこういう必要経費を認めないのか。また、以上述べた点は必要経費とは認めないのか、政府はこ

れを認めようとしませんか、この点です。それから、第三点は、基礎控除や、家族の控除で控除してあるとあなたおっしゃる。しかし、これは必要経費として控除したのじゃないのです。だから、むしろこの際必要経費として控除した方がすっきりとして私はよいと思ふし、簡明になる、こういうふうに考える。どうしても労働者の必要経費というものは政府は控除しなければいけない、私はこういうふうにかえすが、それに対する見解を承りたい。大臣がせつかくここにのいるのだから、大臣から。

○政府委員(村山達雄君) 今のは税法に關する技術的な問題でございますので、一応私からお答え申し上げまして、さらに大臣から。

必要経費の概念でございますが、これは個人につきましては、規定にもございまして、ほかの所得につきましても、その当該収入に必要な経費といふことでございまして。ただ、先生がおあげになりました肉體労働のため、飯はよけい食わなければいかぬとか、それから一ぱい飲まなければいかぬとか、あるいは子弟の教育がある、これはほかの所得者についても必要経費としては認めていないわけでございます。これはわれわれの会計学の方の概念でもそうでございまして、いわゆる生活費に属する問題でございます。従つて、いわば個人事業につきましては、その職業会計といふものと、私人としての、あるいは人間プロパーとしての会計といふものを概念的には分けておるわけでございます。職業プロパーの会計に属する収入支出という意

味で、必要経費という概念が全般として構成されておるわけでございます。ですから、おっしゃいましたような点の大部分は、現在の税法では、他の所得者におきましても必要経費の概念ではなくて、これは生活費の概念で、それに対する税法の手当をいたしましては基礎控除を幾らにする、扶養控除を幾らにする、その他の控除を幾らにする、こういうので実はまかなつておるのでございまして。おっしゃる中で、おそらく通勤費といふものが純粋の必要経費と認められるかと思ひます。しかし、通勤費につきましても、各国の所得税法では、いわゆる通勤費は必要経費であるかどうかという議論はなかなか論議の多いところでございまして。そこをあまりこまかい議論をしないで、必要経費と見てもいいと思ひますが、あと給与所得者の必要経費といふものがどこでございましてか、おそらく家事関連のものがたくさんあるわけでございます。おそろく被服費——洋服を着るにいたしまして、これは私生活にも使いますので、家事に関連しておるわけでございます。現行の所得税法の全般的な考え方、家事関連の経費は必要の経費と見ていない、こういう大原則を打ち立てておるわけでございます。

しかし、われわれといたしましてこういう計算をしたことがございまして。いわゆる税法概念における必要経費といふものが、給与所得者が一体どれくらいあるだろうか、家事関連は税法上認めないようございまして、理論的には按分計算をして認めますという立場もあると思ひます。そういうものを積み重ねて、現在の給与所得控

除、それらのものをかりに必要経費と認めた場合、今の給与所得控除で足りるかどうか、こういうことをいろいろ計算をいたしてみましたが、この改正前の給与所得控除額でも、われわれが考へておりましたただいま申し上げましたような意味の必要経費の額よりは、相当多目になつてゐるという計算になつておるわけでございます。

○須藤五郎君 私、それは汽車に乗ることは、通勤することはほかの人でも同じだし、飯も同じように食ふ。そういうあなた意見ですが、しかし、労働者として特にほかの人たちよりも、やはり食費の、食へることも多いわけなんです。そうしてほかの人よりもやはり酒を飲まなければならぬというところも起つてくるわけなんです。被服費なんかは特に、国会へ来てじいといすにすわつてゐると違つて、工場で働けば、やはり汗にもなるし、洗たくもたくさんしなくちゃならぬというので、下着類なんかのいたみは、国会にすわつてゐるよりはたくさんいたむわけなんです。だから、同じようなことであれば、労働者といふものは、これだけ、それ以上に必要なんだ、必要とするんだ、そういうところへ考えを及ぼして、そうして労働者の必要経費といふものをやはり私は認めていかなければならぬ。それでなかつたならば、労働者は満足しないと私は思ふのです。こういうことも私は今後税制改革をやる場合、一つ大臣頭の中に入れて、そうしていろいろ考え、税制改革をやつていってほしい。労働者はこれを、あなた、要求してゐるので、必要経費として、それは妥当だと

私は考へるのです。この点考慮してもらいたい。

それから、次になります。所得とは毎年一月一日午前零時から十二月三十一日午後十二時までの総収入から必要経費を控除したものであります。従つて、所得金額の確定するのは、十二月三十一日午後十二時であると考えます。しかるに、労働者は源泉徴収によつて所得税の前払いをさせられてゐる。これはやはり法のもとに平等を規定した憲法第十四条違反ではなからうかと私は考へますが、大臣、どうですか。

○政府委員(村山達雄君) 憲法のもとに平等のあれでございまして、これは職業とか、性別とか、そういうものによつて差別してはならない、こういう規定でございまして。これがはたして職業によつて差別してゐると、職業によつてその所得計算なり、源泉徴収の仕方はそれぞれ違ふわけでございます。これが法のもとにおける平等を阻害してゐるかどうかという問題になります。が、われわれは阻害してゐると思つておりません。それぞれ所得の種類により、その所得計算を妥當に計算し、それから源泉徴収もこれは双方の便益を考へてゐるというところでございまして、御案内のように、源泉徴収してゐるものは給与所得のほかに配当とか、利子とか、あるいは合同運用の信託であるとか、こういうものはすべてその源泉においてやつてゐるわけでございます。なお、職業人につきましても、たとえば音盤吹き込みの料金であるとか、あるいはテレビ、ラジオに出演する場合の料金であるとか、それぞれ取つてゐるわけでございます。また、社

会診療報酬につきましても源泉徴収いたしておりますし、会社の払う弁護士料、弁理士料、公認会計士に払う料金、その他すべて源泉徴収いたしているわけでございます。その法意といふところは、何と申しまして源泉において最も的確に把握できますし、その税率が妥当であり、双方の便益からいって手数が省けるといふ問題、それから全体の徴税費が安くなるという点、それらを勘案しているわけでございます。いま、これらそれぞれの所得の種類によりまして現実的な方法をとることが、憲法のもとにおける平等、あの規定に違反しているというふうにはわれわれは考えていないわけでございます。

○委員長(大竹平八郎君) 須藤君に申し上げますが、他にだいたい通告もございまして、できるだけ進行に御協力願います。

○須藤五郎君 できるだけ進行に協力いたします。

私が法のもとに平等を主張したのは、ある人は一年を通じて十二月三十一日に合計した所得に対して税を払っているのにもかかわらず、労働者は所得税の前払いをさせられている。これはやはり法のもとにおいて所得税を払うという建前で、私は不平等だと、こう考えるわけです。そういう点で憲法十四条に違反しないかということですが、それから次に、所得に対して幾ら所得税を払うかは、納税義務者の自主的な判断にまかされている。翌年二月十六日から三月十五日までに確定申告することになっております。税務署長が申告税が不当だと考えれば、さらに更正して義務者に通知する。更正に對し不服があれば再調査の申し立てができる。右のように訴願手続ができるが、源泉徴収をされる者にはそれができない。これも私は法の平等からいえば、法の精神に反すると思ひますが、どうでしょう。簡単に答えて下さい、時間ありませんから。

○政府委員(村山達雄君) これは支払の際その支払い金額に對した税金を徴収するわけでございます。従つて、幾ら払うかという問題、現行の税率は一年間の所得を考へて一カ月の税率を盛つておりますので、従つて取り過ぎるという、不当に高いということはないと思ひます。ただ、今おっしゃっているように、その高い安がどうかという問題は、先ほどお答えいたしましたように、双方の便益を考へて問題でございます。ということをお話しておるわけでございます。

○須藤五郎君 時間があれば、こういう点をもつとやりたいと思ひますが、もう時間が迫つて参りますから、私は次に移ります。

給与所得者を除く一般の納税義務者は、所得税法第五十四條の規定によりまして利子税を支払ふは、政府に納付すべき所得税額を無担保で低利で事業資金または生活資金に流用できることになつておる。源泉徴収をされる給与所得者にはこうした特典が与えられていないと思ひますが、どうですか。

○政府委員(村山達雄君) これは源泉徴収の制度でございますから、そういう事柄は起き得ないというところでございします。御案内のように、支払いの際徴収するわけでございますから、従ひまして、もし雇い主が遅配をしておれば、その遅配自身は別に好ましい好ましくないの問題ではございませんが、徴収義務はないわけでございます。従ひまして、今言つたような滞納になるというのとは支払いながら徴収しない場合でございます。これは納税義務者の方の違反ではなくて徴収義務者の方の徴収違反でございます。従つて、納税義務者自身についての違反という問題は源泉徴収制度自身についてはないわけでございます。

○須藤五郎君 いや、普通の納税者は、日歩三銭出せば、税金を無担保でそうして低利で事業資金などに流用することができると思ひます。ところが、源泉徴収をされる者は、こういうことをやろうと思つてもできないわけ。一年間ずっとためて税金を払うなら、相当な金額になるでしょう。家に病人があつたいろいろなした場合、一応一時、日歩三銭出せば、その税金を納めないうで女房の病氣のために入院料にそれを流用することもできるわけ。しかし、源泉徴収をされる労働者はそういうことができないような条件がつつと作られているわけ。そういうことをやりたくてもできない。ところが、一般納税者はそれができない。こういういふゆる差別があるわけ。その点、どういふふうに考えられますか。

○政府委員(村山達雄君) 先ほどのところでお答えしたと思ひますが、制度が源泉徴収制度でございますので、申告納税の場合には滞納ということがあり得る、納税義務者の。しかし、源泉徴収制度でございますので、受給者側からの滞納ということはありません。

○須藤五郎君 それが差別待遇だ。○政府委員(村山達雄君) ですから、違反があつたとすれば、給与を支払ひながら徴収しないというところでございします。これは納税義務者の問題ではなくて徴収義務者の問題でございます。簡単に申しますと、源泉徴収制度であるから、滞納ということは納税義務者についてはあり得ない、こう申し上げておるわけでありまして。

○須藤五郎君 私は、源泉徴収そのものが非常な差別待遇だといふ点を述べたためにこれを言つておるのです。こういふふうな一般納税者と労働者とは、税金の滞納の問題の面だけを見て、非常な差別をされておる。一般の納税者はその滞納した金を日歩三銭の低利で生活費なり事業の資金にそれを流用することができるといふ。そういう道が開かれておる。しかるに、労働者には、源泉徴収で引かれるから、そういうことができていない。これも源泉徴収というものが非常な労働者に対する差別待遇ではないか、こういうことを言つておるのです。

さらに驚くことは、給与所得者が奪われた国税を流用できる特典を給与などの支払者に与え、給与支払日の翌月十日まで無担保、無利子、またその翌日から日歩三銭の低利で流用されておる。まことに私は不合理だと思ひます。労働者側から取り上げた金を、日歩三銭でいゆる給与の支払者にそれを流用されておる。こういふ道が開かれておることは不合理ではないか。どうですか。

○政府委員(村山達雄君) 別に、徴収義務者にその余裕金の運用のチャンスを与えるために、わざわざ翌月の十日にしているわけじゃない。ただ、通常です。徴収義務者といふのも徴収額計算をする。それで、納付の手続をいたしましては大体それぐらいの日にちがかかるであらうといふところで、その納付期日をきめておるわけでございます。

○須藤五郎君 まあいろいろな問題がここにたくさん出てきておるのです。が、同僚諸君も非常に急いで、こういふ紙を私のところに回して見えたので、私もできるだけ質問を急ぎたいと思ひますが、それでは、こういふ給与の支払者が集めた税金を納める日限になつても納めない、それを会社なり税金を集めた者が使い込んでしまふ、こういう状態が起つたとき、それはどうして支弁することになつておりますか。

○政府委員(村山達雄君) これはいゆる徴収義務違反でございます。源泉徴収加算税並びに利子税をさらにその徴収義務者からその負担において追徴することになるわけでございます。

○須藤五郎君 ところが、その徴収した者がそれを負担する能力を欠いた場合、会社が倒れてしまふ、またそういう倒れなくても使ひ込んでしまつて払うことができないで会社が解散してしまふ、こういうことがたくさん例があるだらうと思ひます。私は意見を聞くと同時に、大蔵省としてつかんでおる資料です、こういふ……会社が、給与支払者が集めた税金を使い込んでしまつて国に納めないといふ、そういう資料を提出していただきたい、こういうふうに思ひます。

○政府委員(村山達雄君) 別に、徴収義務者にその余裕金の運用のチャンスを与えるために、わざわざ翌月の十日にしているわけじゃない。ただ、通常です。徴収義務者といふのも徴収額計算をする。それで、納付の手続をいたしましては大体それぐらいの日にちがかかるであらうといふところで、その納付期日をきめておるわけでございます。

○須藤五郎君 私は、源泉徴収そのものが非常な差別待遇だといふ点を述べたためにこれを言つておるのです。こういふふうな一般納税者と労働者とは、税金の滞納の問題の面だけを見て、非常な差別をされておる。一般の納税者はその滞納した金を日歩三銭の低利で生活費なり事業の資金にそれを流用することができるといふ。そういう道が開かれておる。しかるに、労働者には、源泉徴収で引かれるから、そういうことができていない。これも源泉徴収というものが非常な労働者に対する差別待遇ではないか、こういうことを言つておるのです。

○政府委員(村山達雄君) 別に、徴収義務者にその余裕金の運用のチャンスを与えるために、わざわざ翌月の十日にしているわけじゃない。ただ、通常です。徴収義務者といふのも徴収額計算をする。それで、納付の手続をいたしましては大体それぐらいの日にちがかかるであらうといふところで、その納付期日をきめておるわけでございます。

○須藤五郎君 まあいろいろな問題がここにたくさん出てきておるのです。が、同僚諸君も非常に急いで、こういふ紙を私のところに回して見えたので、私もできるだけ質問を急ぎたいと思ひますが、それでは、こういふ給与の支払者が集めた税金を納める日限になつても納めない、それを会社なり税金を集めた者が使い込んでしまふ、こういう状態が起つたとき、それはどうして支弁することになつておりますか。

○政府委員(村山達雄君) これはいゆる徴収義務違反でございます。源泉徴収加算税並びに利子税をさらにその徴収義務者からその負担において追徴することになるわけでございます。

与の支払者となつておるが、これは会社なんですか、社長なんですか、それともその会計係なのか、だれをさしているのですか。

○政府委員(村山達雄君) まあ前段の問題は資料の問題でございますので、後刻そういうものがありましたら提出することにはいたしますが、私の経験している範囲では、遅配——遅配といいますが、源泉徴収すべきやつを過少にしたという事例はかつては少しあったようでございますが、納めないで、その税金を取つて、それを使い込んで解款してしまつたというような事例はあまり承知しておりませんが、なお資料の問題でございますので、後刻整へまして提出したいと思ひます。

○須藤五郎君 給与の支払者は。

○政府委員(村山達雄君) 支払者はもちろんこれは会社でございます。会社の場合には会社でございます。

○委員(大竹平八郎君) 須藤君に重ねて申し上げます。大臣は午後の衆議院の本院議に出る予定でございますので、通告者もだいたいありますから、なおそういう局長に質問の点もたくさんあると思ひますが、そういう点はまた後日に質問する機会は大々さんあると思ひますから、どうぞ一つそのつもりで御協力願ひます。

○須藤五郎君 委員長にお願いしたいのです。もう三時ほどでありますので……。

○委員長(大竹平八郎君) 一点にしておいて下さい。

○須藤五郎君 一時までに終わるようになっていますから、お願いいたします。

こういふふうにですね、会社に対し

て便宜をはかつておると私たちは思うわけですが、反面、所得税法第三十八條は、給与所得の支払者に対してめんどろな源泉徴収をしてこれを納付する義務を課しておきながら、給与所得の支払者に何の代償も与えていないのです。数千数万の従業員を持つてゐる給与所得の支払者は、その義務を果たすために多数の従業員を必要とするが、その財政的負担は全く無視されておると思ひます。また、給与所得の支払者は、給与の支払いを受ける者の家庭にどんな事情が生じて、風水害、火災、盗難、病人などが起こつても、あつても、経済的に困つておることがわかつても、源泉徴収することが非人間的だとわかつて、人間性を無視して源泉徴収をしなければならぬ。源泉徴収に手

心を加へたり見送つたりすると、所得税法第四十三條の規定で支払者自身が所得税を徴収される、こういう条件であります。これに反しまして、国から給与の支払いを受けて雇用されておる税務担当の行政官は、国税徴収法第四十八條により、納税者がその財産に対して天災、火災などを受け、また盗難にかつたとき、病人が出たとき、つまり税金を金銭で一時に納付することができない場合はみずからの申請で徴収を延ばすことができる、このように人間性を無視した残酷な徴収を避けることができる。良心を満足させ、無慈悲なことを行なわれざる苦役からのがれられる道もちゃんと開かれております。こういうふうに官吏にはこういふ道が開かれておるのに、給与の支払いをする者にはこういふ道が開かれていない。まことに私は不合理なものだと思ひわけでありますが、おそらく

これは、先に給与所得の支払者にいろいろな便宜を与えておる、これはこのようないわゆる給与支払者に対して迷惑をかけておる代償として、そういう前に述べたような便宜を与えておるものと思ひますが、この点どうですか。

○政府委員(村山達雄君) 徴収義務者には徴収義務をかけるが、それについて別段交付金等をやつていない、それはおそろく余裕金の運用等の利益を与えておるからだろうというふうな前段のお話でございますが、われわれはそれは考へておりませんが、先ほどちよつと申しましたように、納付期日を翌月の十日といはしておることは、その手数料等を考へておる話であつて、その間利益を与えるという考へはございません。

それからなお、交付金を別にやつていないという点は、この程度のことではやはり国の事務の一部として御協力願ひたいというつもりで、そこは給付、反対給付で相殺だといふ考へを考へてゐるわけでありまして、その程度の御協力を一つお願い申し上げたい、こういう気持ちにはなりません。

なお、病氣の場合云々のお話でございますが、源泉徴収制度でございますので、その一々の場合、個々の納税者の都合によりまして徴収制度というものはお話の通り設けられておりません。ただ、一般的に災害減免法の適用のあるような場合につきましては、税の減免は、給与所得者といへども、減免はもちろぬ、徴収猶予の制度もまた別途開かれておるわけでございます。

○須藤五郎君 まことに口は重宝なものといたしますが、給与所得の支払者に対していろいろな仕事をさしておい

て、無報酬でいろいろな仕事をさしておいて、それは国に御協力を願つておる。——全く私は虫のいい話だと思ひます。こんな話はない。しかも、これに従わない者、いわゆるその責任を果さない者に対して、罰則をもつて臨んでおる。好意で協力を願つてゐるならば、罰則をもつておどかすとは何事ですか。そんなばかなことありますか。

すなわち、弱い給与支払者をそのかゝる罰則で脅かして、「教唆煽動だ」と呼ぶ者あり。全く教唆煽動だ。そして労働者から源泉徴収をして、これも戦事中の遺物である源泉徴収をやつて、そして、あなたたちは、労働者のこれは利益だと大臣は言うけれども、どこが労働者の利益です。今までも、どこが述べられたところを見まして

も、いかにこれは労働者に不利だかといふことがはつきりするじゃないですか。源泉徴収は労働者には不利です。利益のあるのは国だけです。政府だけです。給与の支払者もこれには迷惑を感じてゐる。一文にもならぬことで、罰則を突きつけられて、それでいやでもおうでもそれに従わなければならぬ。それは不合理じゃないですか。こういうことは廃止しなければいけません。こういうことをやつてゐるから、私は片方で何か便宜をはかるのじやろ、こういうことを先ほど言つたわけですが、全くおかしいじゃないですか。

第一、これを職業とするところの官吏にはいろいろな人間的な思いやりがちゃんと施されてゐる。納税者が病氣のときや、家庭に困つたことがあるときは、その税を一時延ばすというよりなことは、いわゆる行政官吏にはそれ

を認めてゐるのです。ところが、給与の支払者にはその自由すらも認めない。認めていないものを、罰則で脅かしてゐる。こんな不合理がありますか。これは全く不合理なもので、こういうことは一日も早くやめなければならぬ。第一、源泉徴収そのものを一日も早くやめる、これが私は必要だと思ひます。

最後に、私は一言意見を申し述べておきたいと思ひますが、政府は税制改革の氣になつて、一大勇猛心を發揮して、源泉徴収を撤廃すべきです。税制の民主化、簡素化をはかり、所得税一本とし、しかも高度累進課税を採用し、税体系の整備をなすべきものと私は考へます。大臣の意見があつたら申し述べて下さい。

○国務大臣(水田三喜男君) 税制をなるといふことは、わかりいゝようにしたいといふことについては、私も賛成で、来年度においてはぜひひそひそにしたいといふこと、今いろいろ研究をしてゐるところでございます。しかし、今申されました、源泉徴収は戦前の遺物だといふお話でございますが、そうではなくて、むしろ税制としては近代的な制度であつて、遺物でなくて、むしろ進んだ制度であると考えておりますので、その間のいろいろの不合理があると思へば、それは直すといふことは、これは私も賛成でございますが、これをやめるといふ方向ではあまり私は賛成いたしません。非常に今のところいい制度だと思ひま

○天田勝正君 十一も法律案があるわけですから、大臣がここにいられるのは二時までです。ですから、私

は、ほかの各位の質問もありませんから、資金運用部資金だけにしほつて、質問を行ないたいと思います。

国の財政投融資の原資は、産投會計、資金運用部資金、簡保資金、公債借入金、こゝろふにふに分かれております。財政投融資の資金源の場合、簡保資金といふものは全然別に扱われているわけですが、しかし、資金運用部の方には預託金が毎年振りかえされてくる。そのために、今度も若干簡保資金に対する規定ができたわけです。

そこで、私がまず第一質問いたしたいのは、厚生年金や国民年金の資金については、還元融資を行なう。この還元融資をどの程度に重く見るかということ、これは単なる事務操作ではなくして、ときの政府の私は考え方だと思ふ。これに対して厚生年金の還元融資は二五〇、二百六十億、さらに国民年金の預託見込みの三百億の二五〇、七十五億、合わせて三百三十五億の還元融資を見込む、こゝろふの二五〇の二五〇といふものは、一体何を基準にして出したものか、これがまず第一点。

次に、簡保資金について、さつき申し上げるように別建てになっておりますけれども、当然これもまた還元融資を考えなければならぬと思ひます。これに対する計画といふものがやはりなければならぬと思ひますが、それをまずお示し願ひたい。まず二点をお伺ひします。

○国務大臣(水田三喜男君) 従来一五〇の還元融資をやつておりました、これは少ないという意見がございまして、いろいろ審議会の意見を徴して二五〇としまつたわけですが、二

五〇がよいのか三〇〇がよいのかというやうな問題については、はっきりした私は明確な基準はなかつたと思つております。一五〇の現行では足らぬ、できるだけ多く還元融資はすべきだといふ意見がございまして、三〇〇といふ意見もございまして、いろいろの意見を綜合して二五〇としまつたわけでありまして。特別のこの基準といふものはないと思ひます。

それから、簡保の問題は理財局からお答えいたします。

○委員長(大竹平八郎君) なお、天田君に申し上げますが、郵政省より竹下簡易保険局長、大塚貯金局長が見えております。

○説明員(吉田信邦君) 簡保につきましては、特に還元融資という特別に分けたものはございせんが、当初簡保が独立運用をいたした際、還元融資的な運用をいたしたいといふ全面的に還元融資的な考え方をとるという立場で、簡保の運用の独立というやうなことが起こつた経緯もございまして、現実の問題といたしましては、直接的な還元融資としては、契約者貸付という形で、これは財政投融資のワークとは別に、まあいわば財政投融資に入れる以前に加入者に対する貸付という形で、来年度についても約百四十億ほど予定されております。そしてその他の財政投融資として運用される分野におきましても、地方団体への貸付その他国民生活に直結する部門等に融資する。この融資がある意味で提出者の還元的な要素を強く盛り込んであるわけでございます。

○天田勝正君 便宜、事務当局が答えても差しつかへございませぬけれども、私は還元融資のウェイトをきめるのはやはりときの政府だと思ふ。そのやうな観点から質問しますが、今のお答えを聞いておきますと、簡保資金の關係では千三百六十億のうち百四十億でございまして、さつき私が申し上げたやうに、さうして大臣もそれを認められたやうに、厚生年金や国民年金の還元融資は二五〇だ、ところが、簡保の方はさうすると一〇〇%に満たせませんが、どうなんですか、それは。

○説明員(吉田信邦君) 今申し上げました百四十億は、千三百幾らの財政投融資とは別に、財政投融資に組み入れる以前に一応直接的に還元融資という形で加入者に対する貸付金を取つておるわけでございます。

○天田勝正君 私のさつきの質問は、簡保資金についても当然還元融資の計画がなければならぬけれども、その計画はどういうものか示してくれ、こゝろお聞きしているのです。それは具体的にいえば、還元融資は何%にする、その基礎はこゝろ、こゝろいうことになると思ひますが、その点どうなんですか。

○説明員(吉田信邦君) 還元融資という言葉自体が、まあ考え方によつていろいろあるわけでございますが、従来厚生年金等についての還元融資と申しますのは、やはり直接厚生保険等を納めている者に直接貸付するやうな分野における公共的な施設等に貸し付けるというやうな趣旨で、還元融資が含まれております。それに対して簡易保険の方は、これは御承知のやうに、民間の保険と同じやうないわゆる保険業務でございますから、さういふ意味で直接的にまあいへば保険料を担保にして

金を借りるという形における加入者に対する貸付というものが、ただいま申しました百四十億でございます、そのほか今の厚生年金等でもやっておりますやうな還元融資の分野について、簡易保険の場合にはその保険者の保険金を払つておる者の団体とか、さういふ特殊な形といふものは原則としてないわけでございますから、従つて、地方還元といふやうな趣旨で地方団体のいろいろな公共事業に対する資金を貸すとか、あるいは必ずしも簡易保険加入者だけではないけれども、さういふた層を含めた広い層に対して地方団体のいろいろな公共施設に金を貸すという形で、それ以外に特に還元融資として格別の区分はいたしておらない。むしろ全体が還元融資的な要素を盛り込みながら融資を行なつておるという考え方をとつておるわけでございます。

○天田勝正君 それじゃ、まあ特別なあれはないというので、還元融資的な性質を勘案しながら、こゝろいふ話は、国民年金の問題でさういふん、本会議あるいは予算委員会等で質問された方たちの主要な部分は還元融資であることは、政府は御承知だと思ひます。そのために運用を云々といふことで政府も答弁しておられます、ですから、今後この種の零細な国民の資金といふものは何か基準を設けなければならぬと思ひます。単に還元融資的な心がまえで云々などと言つて、さうすると、さつききの輸出銀行法と同じことで、その衝に当たるときは政府あるいは官僚の一部でも、早い話がやれ、こゝろいふことであつてはならぬと思ひます。それで簡保資金についてはやはりさういふ何らかの基準を設けて、何%についてはこれこれ、何%についてはこれこれの地方公共団体なりあるいは特定の作業なり、こゝろいふものという場合に、基準を設ける用意がございせんか。大臣、どうですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 年金の資金についても、還元融資をやると同時に、そのほかの残余の資金をどういふふうに使つかうかといふことは、今度の法案によつて今御審議を願つておる法案ではつきりしております通り、使途別の分類をする、こゝろいふふうに使つかうかといふことをまず明確にするという方法と、こゝろいふだけ使つかうかといふものも審議会にかけて使途を審議してもらつておる形で、ほとんど全部をいわゆる還元融資的な方向にしたい、提出者の直接の利益になるやうな方向で使いたいという趣旨で使途別の分類をするといふことになりまして、それで大体目的は果たせるのぢやないかと思つております。

○天田勝正君 財政投融資の中で資金運用部資金は四千二百九十七億円でございまして、簡保資金の方は千三百六十億なんですか。ですから、運用部資金と比べても、さういふ別建ての簡保資金といふのは、原資は多いと考えなければならぬ。これが別建てとなつておるのには、資金運用部資金には簡保資金の積立金を入れて、これがもう年々繰り返されておるわけですね。繰り返されておるから、今度、預託期間が一年以上七年度未満のものうち新たに預託された額に応じて払い戻されるものに対しては、三十六年度以降当分の間原則として年六分、こゝろいふやうな規定まで設けるに至つた。毎年預け入れが継続されるというこゝろは、やはり長期

資金が供給されておる。だから、簡保資金というのは、財政投融資の面では別建てになっておるけれども、実は資金運用部の方が簡保資金よりはるかに多いと見ながら、この簡保資金の預託金もこの中に入っておる。少なくともそういうことなんですよ。だから、運用部資金は非常に簡保資金のおかけをこうもっているわけだ。

で、運用部資金の方については、つまり運用部資金のうちの年金資金等々、この年金資金等のうち厚生年金、国民年金、これについては、それぞれ二五%ずつのものは還元融資する。これがまだ大臣の答弁ではつきりどこまで基準をしたらよろしいかということとは結論がついていないというお話だけれども、簡保資金だつて、これで同様にそういう基準を設けなければならぬと思ふんですが、どういふんです、それは。するつもりがあるんですかいいんですか。

○説明員(吉田信邦君) 簡保資金につきましては、従来からもそういう還元融資的な性格を強く入れるということで、地方債に運用することを重点に置くということでも来ております。そういう意味で、現在として特にそのうちどれだけがいわゆる厚生年金等の還元融資に該当するかという区別は格別にいたしておりませんが、財政投融資全体の計画を策定するにあたりまして、簡易保険当局とも十分御相談しながら、簡易保険の資金の性格上どういふものに運用したいか、どういふものに運用することが適切かというように、簡易保険の割り振りをきめておりますが、それにつきましては、私どもとい

たしましては、資金運用審議会にお諮りして、どういふ形が適正かというよりなことについて御意見を伺ひながら処置してきておる次第でございます。

○天田勝正君 まあこれらの数々の資金は、それぞれ国民年金についても運用審議会ができたり、現にこの資金運用部資金につきましても、名前は改めますけれども、資金運用審議会、こういうものができるとしたら、たとえ当局がいろいろ配慮をしながら還元融資的な融資を行なうとしても、私は、簡保資金についても同様で、単に役人の手次次第ということではなく、委員会を設くべきだと思ふんだけれども、それは、今の資金運用部の資金運用審議会、この権限にまかせてそれでどういふしつかえないんだと、こういう答弁ですか。

○説明員(吉田信邦君) 簡保につきましても、同じ資金運用審議会の議を経ることで運用先をきめるということに相なっております。実は、これは、この資金運用審議会は、そういう意味では大蔵大臣が資金運用部資金について諮問いたしますとともに、郵政大臣も簡保資金については同じ審議会にかけるという形で、金額的にも簡易保険の金額も相当大きくございまして、そういうところで権衡のとれた運用がなされるように配慮されておる次第でございます。

○天田勝正君 私は、これは一本でなく、あくまで別建てでよろしいという実は意見を持っておる。なぜかという、昨日も私が簡保資金について質問いたしました、政府側はまことに困った。このくらいコストの安い資金はな

いんです。きょうそれを繰り返して質問するつもりもありませんけれども、二つ、三つの例をあげましょか。三枚も数字があるのですから、これを全部やるといふと一日かかりますからね。

簡易生命保険というものは、確かに一般の生命保険会社に入用するよりも楽にはいれまされけれども、たとえば保険金二十五万円でも十年満期十年掛、こういふ場合には、五十才の人が入れば、二十七万一千二百円掛なければ二十五万円もらえないのですよ。年寄りだから、生命が危険であるから、保険金よりもよけい掛けるという答弁がきつとありそうなんだ。ところが、不思議なことに、これが五才でも十才でもよけい掛ければ二十五万円にならない。たとえ、十才であつても、二十五万二千四百円掛ければ二十五万円もらえない。いいですか。それから同じ二十五万円に對して十五年満期の十五年掛とすれば、はなはだしいのは三十万二千四百円掛けないと二十五万円もらえない。私は単純に三十万二千四百円と申し上げているのだけれども、かりに郵政省で扱っているうちに定額貯金の二年超というものは六分どころなり二十年なりというんです。これは二年以上であることは明らかなんだ。そうすると、二年超の六分の利子でいきましても、三十万という額を、それは一ぺんに三十万じゃないけれども、とにかく十五年かかって三十万ですが、これをしかし初めから複利をやつてごらんなんです。おそろく五十万近くに

なるはずですよ。あなた方数字に明るいから、すぐ計算できると思ふ。五十万近くにならないければならないものが、

二十五万円であれば返つてこないんです。現実には返るものが、三十万掛ければ二十五万にならない。だから、コストの安いこと天下一品なんです、これは。その間死ぬというけれども、それは確かに一九〇〇年あたりは日本人の平均寿命は三三・一。それから戦争前において一番長く続いたのは四四・六でしょう。戦争前あたりまでがずっと四十六才。それから戦争が済んでからというものは一年に一年以上延びてきたんです。日本人の平均寿命は、そういうことは、今日六十五までは大丈夫だといつてもいいくらいなんです。

それまでに満期になるものが全部、よけい掛ければもらえないのが簡保資金の性質なんです。だから、こういうコストの安いこと私は世界一だといつてもいいと思ふんですが、そういうものは特に私は希望がある限りは還元融資を全部やるべきだといふ考えを持っています。この点についてどうですか、大臣。

○国務大臣(水田三喜男君) 僕はよくわからないんですが、保険制度である以上、一定の安全率を見た死亡率と、金利をどのくらいに見るかという計算の上に、掛金がきまつておるはずですが、今おっしゃられた通り、金利をゼロに見ている保険だと思つておられますが、これは保険局から答弁していただきます。

○説明員(竹下二記君) 簡易保険が非常にコスト安であると御指摘ございましたが、確かにそういう面が強いわけでございますが、その点はその通りでございますが、やはり生命保険ということでございます、貯蓄という面とは本質的に違ふということからいたし

まして、場合によりましては、払い込みました掛金額が保険金を上回るということもあり得るかと思ひます。これは民間保険につきましても同様のことが言えるんじゃないかと思ひます。簡易保険の場合は、その傾向が非常に強いといふことは事実でございますので、いろいろな努力をいたしてあります。保険料を下げますとか、分配金の増配を努力いたしましたりやりますとかいう面の努力をせいでいいいたしてあります。

それから、やはり簡易保険の魅力を生み出すという面からいたしまして、そういうような試みのほかに、なお実は簡易保険の加入者の方々に、これが万一の場合だけの保障にとどまらないで、生存しております場合に簡易保険につきまして何らかの利益が得られるようなことができないものか、こういうことも考慮いたしまして、直接もしくは間接の利益還元という方法につきましていろいろと考究はいたしております。また、利用者の、加入者の人たちが積立金の直接還元ということの要望も実は多少、と申しますか、最近は大んだん出てきておまして、たとえば家を作りたいが資金を貸してくれないか、生活環境を改善したいが金を貸してくれないか、生業資金も貸してくれないかと、要望はさまざまでございますが、何らかの形で還元をさしてくれと、こういう要望も実は強うございますので、郵政省といたしましてはいろいろ事務的にはその面も検討もいたしております。

それから、もう一つは、これは積立金の運用とは直接の関係はございませんが、事業費といたしまして福祉施設

を作りまして、その面の利用を通じて加入者の人たちの福祉向上に資する、こういう試みをもいたしておるわけでありませう。

○天田勝正君　とにかく、大臣のいる時間が過ぎますから、他にも質問者がおりますから、私は主として政治的な問題だけ聞こうと思ひます。とにかくいずれにしても、それは民間会社には似たようなものだといひましても、あれはちゃんと配当がついておりまして、いずれにしても似たものではないんです。ないから言っている。掛金より少ないものをもちろんでいうことはあり得ない。たとえば、民間の生命保険会社は、一回掛けただけでほうつたらかしておけばゼロだけれども、三年なら三年掛ければ、掛けた金が返ってくる。掛けたものよりも少なくなつてくるという話はありません。

そういうことを言っている時間をとりまして、私はきょうのところはもう一問だけでやめたいと思ひます。生きているときのこと考へなければならぬのです。生きているときの場合は、反論すればいろいろがあるんです。大体二十五万円で十五年満期のものがある。しかし、掛金は十年です。それで現に十年たつて、満期になつて、もらえらると思つていて、もらえない人がある。これは十五年満期になつてから、五年間は据え置きです。五年据え置きにしてごらん下さい。それがかりに六分といふことになれば、それはやはり掛けた金の八割高ぐらゐにふえなければならぬはずで、金利のこととはゼロにします。金利のことは零にしても、もと掛けた金だつて、これも

二十五万四千円掛ければだめだといふのがあつたのです。据え置きで。ずいぶんおかしいじゃないですか。

きょうは、このことはまたあとの機会に言ひますけれども、しかし、この質問は、これは資金運用部のやつに書いてあるから、ほかに質問できないんです。きょう上げれば、きょう質問するよりほかにない。それで申し上げるのですが、大臣、政府は今、ざつとこの数年間物価が横ばいで、その反対をいへば日本の貨幣価値が下がらないといふことを誇りとしてゐる。私も確かに變動のないことはそのまま認めます。確かに日本の歴史からすれば、この数年間ぐらゐ物価の變動がないときはなかつたと思ひます。その点は大がかりに吹いても黙つてゐます。だけれども、そのくらい變動がなくとも、御案内の通り、政府の統計でも、この五年間に八%は上がつてゐるのです。言ひなれば、八%だけ貨幣価値が日本において下がつてゐるのです。これが一番變動しないときの事情なんです。スイスでもつて千九百年の金貨が等価値で今使えらるというほどじゃないでしょう、日本は。だから、私は資金運用部の預託金として入つておりますこの運用部資金、投融資のときは別にありますけれども、資金運用部に入つてゐる。そういうことを考へた場合に、貨幣価値の下落するわけですが、一番下落の勢いがゆるいときでも、だから、私から言ひなれば、どんな場合でも二四%だけは少いものを掛けても、十五年たつたら同じものがもらえるのがあたりまえなのに、その方がちつとも配當されてゐない。おやおかしいじゃないかとい

うふうに考へる。こゝまでは私の考えです。

そこでどうです、大臣、こういう私には不合理だと思ひのだけれども、この政府の資金運用部資金の構成されてゐる一々について、そのコストを全部調べてみて調整する御意思はありますか、どうなんですか。

○政府委員(西原直憲君)　ただいま御指摘のように、最近、大体御究物価あるいは消費者物価は安定はしておりますけれども、卸売物価にしても、二十七年を一〇としまして現在二・四%上がつております。消費者物価も三十九年平均を中心としたという状況であります。八%上がつてゐるという状況であります。簡保その他資金運用部で預かります金は、簡保資金以外にいろいろな資金がございます。各特別会計から預かつておりますし、それで現在の制度としては、資金運用部として預かります金がどのくらい年間で預けられるかといふことで利子を分けてゐるわけでありまして、やはりそういう意味で大体原則としてゐるわけです。

ただ、簡保の積立金につきましては、法律で御審議願つておりますように、その性質とか何かを見まして、ある程度たまるようなものについては、割合長期の金と同じように年六分の利回りになるようにしたい、こういうふうに考へてゐるわけでありませう。

○天田勝正君　もう質問しなくていいのですが、私は頭のいい大蔵当局、西原さんなどが、私が指摘をしてゐる矛盾を御存じないはずだと思ひます。大臣も数字に明るいから、ちゃんと御承知なんです。昨日貯金局長からお答えになりましたけれども、もしもとい

う場合がありませうからと言ひけれども、そのもしもの場合があるから、ちゃんとよく保険料率といふのがきまつてゐるのです。だから、いろいろ改定したといふけれども、この実績は日本人の平均寿命が四十六才のときのなんですか。去年きめたといふのだけれども、それが、その基準は四十六才くらいいふのときになつてゐるから、こういうふうになつてゐる。コストはただのみならず、ある部分については政府当局の方が加入者から利息をとつておるといふ格好なんです。これは、妙な話なんです。それで、財政投融資にはやはり入つてきませんけれども、また一部は入つてきてゐないものがあるけれども、たとへば、おかしな話といふのは、電電公社の資金調達を見てごらん下さい。財政投融資でそれは資金調達して、一面では、電電公社でやつておるでしよう。電電公社の方は十年間で、十円の債券を買えば二十万円の証書が初めてから来るのです。この二十万円に

なるといふのは、西原さん、あなたも御存じの通り、七分五厘の年利です。よ。片方はそれなんです。同じ政府機関である電電公社の資金調達も、財政投融資でやる分もある。そういうふうに借入金でやる分もある。この借入金金の分については七分五厘でよろしいと政府はお認めになつておる。それで平仄が合いますか。これは合ひっこないのです。だから、あまりねちこち御容弁なされるよりも、これはやはり全体として私はそういう面も含めて御検討になるのがしかるべきだと思ひます。どうなんですか。

○政府委員(西原直憲君)　これは私からよりも、むしろ郵政省の簡保の問題

でありますので……。保険料の算定のときには、今御指摘のように、死亡表を使つてゐるわけでありまして、これで現在は第九回のものの死亡表でございませう。今のようなお話の点があると思ひますが、今度一般の民間の保険会社でも同じようにやると思ひますが、第十回の死亡表、つまり最近の死亡表に変更することになると思ひます。そういたしますと、それで保険料が變つて参ると思ひます。

それから、予定利回りは、これは保険料を計算いたしますときに、一応予定利回りを見るわけでありませうが、これは今四%といふことでやつておるわけでありませう。これ以外に民間の保険会社では配當を幾らつけるというふうなことを実際の運用利回りによつてプラスしてゐるわけでありませう。そういう点がいろいろの仕組みとして考へられておる点と思ひます。

○成瀬清治君　時間があと二十五分しかありませんから、大臣だけに一つお答え願ひたいのですが、大臣、その前に、減税の公約の問題についていろいろ尋ねたわけですが、そういうことは別として、とにかく公約通りにいかなくつたといふことは事実です。そこで、閣議でそういうふうなことで、あなたが減税の公約について努力されたと私は思ひます。しかし、三十六年度か、あるいは平年度にしても千七百四十四億くらいしか減税になつておらぬ。あるいは国民年金の問題についてもいろいろ問題を公約なさつたけれども、どうもあの当時の公約通りにはいかなかつたといふような点について、閣議で何かその公約の公約について、いよいよ実施段階での措置が食い違つたことにつ

いて、閣議で何かお話し合いになったことがあるのかないのか、反省の色というものが国民に対してあるのかないのか、この点を一つお伺いいたした

い。

○国務大臣(水田三喜男君) 公約は、私は公約以上を実施したつもりでおります。党の公約は、御承知の通り、平年度、国税で千億、地方税で二百億以上というものが公約でございましたが、今度の税制による減税は、平年度、国税で千三百八十八億、地方税で二百九十五億、合計千四百三十三億ということでございますから、減税としては公約以上のものをやったということになろうと思ひます。

○成瀬権治君 そこで、大臣、むしろ返したくないが、あなたの方でお出しになつてゐる資料を見ますと、平年度は増税のものを含めて、ほんとうの中身の減税は六百二十一億、平年度は七百四十四億とあなたの方の資料で出ております。増税分のことば言わずにおつて、通算をせずにおつて、ただ減税をしただけこれだけだ、公約以上やつたのだというのでは、私は押し問答をしたくないですよ、やはり減税といへば、増税分と減税分を通算をして、そして減税になるというのが一般の取り方だと私は思ふのです。そうじゃなく、増税分のことには全然触れずにおいて、私は公約以上にやつたのだと胸を張られたのは、ちよつと私は心外だと思ふのです。

○国務大臣(水田三喜男君) それは私も、中小所得者を中心にこれだけの減税をすると言つたその減税はやつております。同時に、特別措置の合理化というふうなものをやつて、増収に

なる部分、これは当然ございますから、それを差引して言つてゐるわけではございませんで、新規にこれだけの減税をやると言つた以上、その内容がそうなつていなければいいということで、差引でこれを見るというのは少しどうかと思ひます。

で、過日社会党の方と討論したのですが、そのときに、差引計算をやるのですれば、社会党は国会に出したのは千七百億円減税で、二千二百億円増税といふのだから、そうすると、社会党はもつと減税をしようと言つておりながら、実際は四百億の増税案を出すのかと言つたら、お互いに税制といふものは差引で見ざるべきものでないといふことになつて、今後そういう計算をしないことに両方であつておるんでござい

ますが、選挙のとき、これだけの減税をするといふのは、新規に何を中心にどういふ内容で減税をやるのだといふことを公約するので、その通りに私どもやつてゐるわけでございますして、差引計算なんといふと、社会党の方の今度の案は四百億円増税案といふことになるのですが、それは私もそう見てゐないので、やはり千七百億減税といふのが、私どもの減税案に對立する概念だと私も思つておりますが、差引勘定といふのはどうもおかしいので、私どもの公約は、はつきりとしていふ意味でない減税を公約しておるの

でございしますから、今度の減税案では公約以上のことをやつたのだと思つております。

ではなくして、公約された場合には、自民党の政府がやられる場合には、いつでも減税とこうおつしやつたら、それは減税分のことであつて、増税分とのトータルではないといふことを、こ

こで明確にあなたはおつしやつられた、こ

こで明瞭にあなたはおつしやつられた、こ

こで明瞭にあなたはおつしやつられた、こ

こで明瞭にあなたはおつしやつられた、こ

こで明瞭にあなたはおつしやつられた、こ

こで明瞭にあなたはおつしやつられた、こ

こで明瞭にあなたはおつしやつられた、こ

こで明瞭にあなたはおつしやつられた、こ

こで明瞭にあなたはおつしやつられた、こ

こで明瞭にあなたはおつしやつられた、こ

こで明瞭にあなたはおつしやつられた、こ

こで明瞭にあなたはおつしやつられた、こ

こで明瞭にあなたはおつしやつられた、こ

こで明瞭にあなたはおつしやつられた、こ

ございしますが、失格いたすものは二百十八万。それから、全体の国民総数に對してどれくらい割合になるか、世帯数で申し上げますと、それは所得税の納税義務者を含む世帯の全世帯に對する割合、これで大体影響がわかるわけでありまして、四六〇程度になつておるわけでございます。

○成瀬権治君 そうしますと、次に大

体世帯数で申し上げますと、国民全体の今

度の減税は四六〇が恩恵に浴したと、こ

ういふふうに見えていいわけですか、世

帯数でございます。

次に、もう一つは、税金が公平でな

くちやならぬといふ点ですが、これは

いふんな点で不公平じゃないかといふ

ものの例を一つとつて申し上げて、そ

うしてこれを何とか直さなければならぬ

という努力をしていただかなければなら

ないと思ひます。今年はずいぶん

きなくとも、この次に、来年にぜひ

やつてもらわなければならぬと思ひま

す。たとえば砂糖消費税と関税を比べ

てみると、国民の税負担率は、御承知

のように四六・二％になつておりま

す。ところが、高級毛皮の物品税の方で

見ますと、税負担は一六・七％となつ

ております。従つて、国民は生活必需

品であるべき砂糖といふようなものを

なめると税負担が四六％、毛皮コート

といふようなものは一六・七％という

のは、少し税としての負担関係でおか

しいんじゃないか。それから、勤務所

得税で見ますと、今度の改正でいま

すと、標準家族で三十九万円までは税

金がかからぬといふことになつており

ます。ところが、配当課税の問題、あ

るいは利子所得の課税から比べてみま

しても、片一方の方では百三十三万円

問題で検討して参るべき筋合いのものだと思ひます。

それから、第二段の、今の普通の給与の標準世帯でございまして、今度三十九万円までは免税点で、それから配当については百三十三万円である、おっしゃる通りでございまして。ただ、これは今の考え方ではございまして、法人で納めている税金を現在の考え方では個人の所得の前取りだと、こういう考えに立つておるわけでございまして。で、これがいわゆる配当控除の制度であるいは配当益金不算入の制度をとつておるわけです。今度この点については若干改正を加えて、配当については反面控除率を引き下げたわけでございまして。その結果、配当の免税点が従来より引き下がったわけです。これがいわゆる法人の二重課税のものであるか、独立の納税主体と考えるべきか、あるいは個人の前期と考えるべきか、あるいはその中間で考えるべきか、こういう問題で、一見いたしますと、おかしい格好が出ておるという事はわれわれも認めておるわけでございまして、これは法人税に関する中心の理論問題でございまして。

それから、家族の問題でございまして、これも非常にむづかしい問題でございまして、御案内のように、戦前におきましては家族合算制度を単純にとつておったわけでございまして。ところが、今日は原則として分離課税、各所得者のものを分離課税をとつております。ただ、いわゆる資産所得につきましては一定の条件をつけて合算をしております。日本の現行制度はそうなっております。この課税単位をいかなる単位でとつて見るかという事は、世界各国

いろいろ違つております。大体欧米諸国は夫婦並びにその未成年の子、また夫婦を中心にして課税しておる。

しかし、これも単純な合算ではない、あるいは二分二乗方式、三分三乗方式、あるいは特別の控除をするとか、あるいは特別の軽減税率を使うとか、単純な合算を使つておるところはほとんどございせん。しかし、この徴税の方法についてはたしてこれが合理的であるかどうかというところにつきましては、これはまた非常に問題が多い。いろいろ検討してみたいわけでは、現在の資産合算の程度であれば、現実の不公平はある程度排除されてゆくのではないかと。ただ、今度その点について特に配慮いたしましたのは、例の配偶者控除の引き上げという点でございまして、これが夫婦共働きの場合の分離課税の場合と、そうでなくて世帯において主人だけが働いている場合の税負担が、現行が不公平だという観点に立てば、その点は今度ある程度配偶者控除の創設によつて薄められてくるという問題ですが、この課税単位につきましては引き続きなお、税制の理論問題としておっしゃる通りむづかしい問題でございまして、検討して参りたい、かように考えております。

○成瀬清治君 私、今日こうなつておる、よつてくるいろいろな理論的なものはわかります。わかりますけれども、これはしかし税の負担の公平という立場から見れば、どう見たつて納得のいかない点だと思ひます。だから、そのよつてくる、こうなつてきたとおっしゃる点はわかります、それ

からあなた方が努力されている点もあると思ひますが、しかし、これは不公平という点から見れば、どう見たつて納得できません。あなたは配当控除が二重課税になるじゃないかというところをおっしゃいますけれども、その点はわれわれも百も承知なんです。しかし、そうであつても、なおかつ国民としては納得のいかない点だと思ひます。従つて、これを何とか直す方向に努力をしなければならぬ。方向に努力する。だから、従つて、あまりこまかくぶつた切つてくると、いろいろなへ理屈がつく、もつともらしい理屈はつくと思ひますが、もう少し税制そのものを簡素化して、国民がやはり税の負担が公平であるという立場に立つて、私は税制を検討してもらいたいと思ひます。こういう議論に対して、大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○国務大臣(水田三喜男君) お説もいろいろもつともございまして、できるだけ税金はさすわかりやすいということが必要でございまして、この簡素化の問題については、私も今研究しておりますが、来年度において実現させたいと思つております。

○成瀬清治君 それから砂糖、バナナ、パイナップル、その他が外割になつておりました、かつて河野農林大臣のときだと思ひますが、超過利潤の問題でありましたが、これが法律家が御承知のようにつづきました。それで、関税はたしか四円を八円にして穴のあいたのを埋める、あるいは実質的に給付をするとか何とかいふので、うやむやになつてしまつた。今日砂糖に対する、あるいはバナナ、パイナップル等で、超過利潤というものが、あるいは

不当利潤と言つちやおかしいかもしれませんが、そういうものが全然ない大臣はお考えになつてゐるのか、どういふふうにお考えになつてゐるのか、その点お答えいただきたい。

○国務大臣(水田三喜男君) 超過利潤が非常にあることは事実でございまして、問題はどうかしてこの超過利潤をなくするかということでございまして、私も、関税率を上げてそして自由化してしまふのがいいという意見で、昨年はそういう方針をきめましたが、新しい政府になつてから方針が変わつて、この自由化を見合わせることにになりましたので、最初きめた方針に近づけさせることが必要だと考えまして、ここで砂糖の輸入量を多くするということによつて事実上の超過利潤をなくするという方向の措置をとりたいといふことだから、砂糖の輸入量をふやしましたので、それによつて今まで見られたような超過利潤というものもなくなつてゐると思つております。

○成瀬清治君 また、こまかいいろいろな点については、関税の法律案を審議するときに伺いたいと思ひますが、先ほど一言言われたように、確かにあなたは変わつていないのです。農林大臣が南條さんから周東さんにかわつていただけです。関税の引き上げ率がですね、なせあの間約一カ月ぐらいたしか十二月二十九日に、あなたがたおっしゃる通りに、四圍帳で御決定になつたものがまた変わつてきた。しかも、そのかわつておる人は、南條農林大臣が周東農林大臣にかわつただけです。どうも政治的にあまりにも早く変わつて過ぎる。それが国内の農産業者を保護するという名目はあるかもしれ

ませんが、しかし、そこには何かかえんじないものがあるのじゃないか。そこで、そういうものに対して何か割り切れないものがありますから、あなたがたおっしゃる通りに、何というのですか、超過利潤の問題等は輸入量をふやすからそれはいいのだと、それで事は解決してしまつたということでは納得いきません。それから、あまりにも手きわよく変わつたことも納得いきませんから、御説明願へばけっこうだと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) 問題は、やはり国内のイモ、イモをどう保護するかということから、ここで一気に自由化することは農政として困るという問題が出て、一べんきめた方針が変わつたということではございまして。

○成瀬清治君 まあ私は、最初決定されるようなときでも、そういうようなことは織り込み済みで決定されてゐる。それはどしどしな決定はおやりにならないと思ひます。それが一カ月ぐらいたつて豹変をされるというのは、私は資料の不勉強であつて、そういうようなことに対して決定をしたというよりは、あなたはそういうものが出てきたから変えたのだというなら、少し決定が軽々し過ぎると思ひます。まあしかし、これは押し問答になりますから、また関税を審議するときにやつていきたいと思ひます。

最後に、まあ時間がございましてから、最後に、この税制調査会で問題になつてゐる租税通則法について、大臣は、これはいろいろ問題があると思ひますけれども、大ざつぱにひつくるめて、今議論されているような構想に對

して大臣は一応賛成なのか、反対なのか、あるいはああいふ考えを支持されるのか支持されないのか、御意見を承っておきたい。

○国務大臣(水田三喜男君) 今税制調査会が意図しておりますその通則の問題は、考え方は、私ども賛成でございます。

○成瀬輔治君 一応まあ時間が参りましたから、私はこれは資料だけ要求をしておきます。揮発油税関係につきまして、さきに十カ年計画をお立てになりました。今度また十カ年計画が変わっておりますわけですが、一つどういふふうに変わってきたかという点、それから財源がどうなったかという点、これは揮発油税がどれだけ入ってくるか、一般会計からどのくらい持つてくるか、それから地方公共団体の負担分はどうなっているか。それから三、四年やったわけですが、それに対して進捗率ですね、いわゆる計画に対する進捗率、こういうようなものを、さきの十カ年計画と今度新しく四兆九千億にふくれ上がった計画と比較して資料を出していただければいいと思いますが、その資料は御提出願えませんか。

○国務大臣(水田三喜男君) 資料は大体できておると思います。提出いたします。

○委員長(大竹平八郎君) これにて暫時休憩し、午後は二時半から再開いたします。

午後一時五十七分休憩

午後三時十六分開会

○委員長(大竹平八郎君) ただいまから委員会を再開いたします。

資金運用部資金法の一部を改正する

法律案を議題とし、質疑を続行することにした。

○成瀬輔治君 西原理財局長が見えております。西原理財局長が見えております。この審議会全体の問題についてお尋ねをしておきたいと思うのですが、この資金運用部資金の運用審議会は、委員の方は大体月にどのくらい出席されるかという点が一つ、報酬は月になつておるのか日当になつておるのか。

○政府委員(西原直憲君) 本年度の実績で申し上げますと、大体今までに二十四回くらいお集まりいただいております。それから、報酬の方は一回幾らという事になっております。

○成瀬輔治君 幾らですか。

○政府委員(西原直憲君) 予算上千二百円ということになっております。

○成瀬輔治君 これはまあどなたから容弁を承るのがいいのか、ちよつと私も困りますが、御承知のように、審議会たくさんございまして、一番高いのは、私は日銀の政策委員会だと思っております。たしか月二十万以上になつておると思つて、出席を見ますと、月に四回か五回で、しかもその出席の内容を見ますと、秘書が何か来て判を押して、実質的な出席じゃないというふうなことも明確になつております。こういう審議会がたくさんあるわけですが、片一方では一日日当が千二百円、片一方では一回が何万円に相当するようない日当になつておる。私は、内閣において十分整理をされて、納得のいくような取り扱ひを今後していただくことを、希望として申し上げておきます。

○政府委員(西原直憲君) ただいまお話しした日本銀行の政策委員会は、これはまたいふゆる普通の審議会と少し違ふ性格になつておるかと思つて、一般のこの審議会の場合の報酬のいふんなり方について、主計局の方で多分ある程度はいらう標準をきめてやつておるのじゃないかと思つて、今の御趣旨の点は主計局によく通じるようにいたします。

○成瀬輔治君 あわせてお伺ひしておきたい点は、一番多い人は、だれかといふことは別として、委員会に、十幾つ政府の審議会に名前をつらねておられる方があつたわけですね。実際は、その人は実業家であるならば、不可能なんです。そういうような点も一つ勘案をして、善処されるようにお願いします。

それから、天田委員からしばしば指摘をされておつたわけですが、郵貯の方の利率を六分であつたのを、赤字であるから当分の間五厘を最高限として特別の利子を付すると、従つて六分五厘になるだろう、こういうことになつておりますが、片一方の簡保の方は余裕金である。これをまあ今度は従つて長期資金にもみなすことができるから、六分までの預託利回りの向上を、まあ六分になるかならぬか、そこを、まあちよつとわからぬが、六分を保証するの。私がちよつとわかりかねるのは、あるいは五分八厘ぐらいになるのか、その辺のところ一つ。六分で保証するかせないかという点を明確にしたいのと、なせ同じ郵政省で集めたところの郵便貯金の方は六分五厘、簡保の方は六分にすれば、六分と固定をすればですね、に

するの、理由を一つ明らかにしていただきたい。

○政府委員(西原直憲君) 今のお話の、簡保の方は六分を保証するわけでございます。これは当分の間でございしますが、六分を保証いたします。で、簡保の場合におきまして、七年以上の期限で預託される場合には、郵便貯金なんかと同じようにやはり、六分五厘になりますかどうなつてますか、これは資金運用審議会で御決定いただくところでありますけれども、特別の利子を付することになるわけでございます。その間の違いはさういふ場合にはございせん。で、片一方の方の特利を付しますものは、七年以上の預託を受ける、その点が今の簡保の、一応ここで言つておきます六分を当分の間保証するといふものとの間の差でございます。

○成瀬輔治君 簡保の余裕金を今度長期の預託金とみなして、大体当分の間六分と、こういうことになつてますね。しかも、それは七年未満の……もしこれがずっと七年で来れば、そのときはまたもとへ戻して、また初年度から始めるというふうな形になるのか。実際は預託金は長期に私たちは常識的にも続いていくと思つて、その辺のところ、だから六分五厘と六分との差があるじゃないかと、こういうことを言つておるわけですね。

○政府委員(西原直憲君) ここで規定してございしますように、簡保の方は一年以上七年未満で大体預託されることになるものでございしますから、その預託されたものは、その期限によりまして簡保の方にまあ引き出されていくわけでございします。郵便貯金の方は七年

以上の期限で預託されるわけでございします。その点が違つていくことになるのでございします。

○成瀬輔治君 私は、あまりあなたの方と、形式論やいろいろなことを議論したくないのですよ。実質的に簡保の方がより長期だといふことは、私が申し上げなくても、あなたの方の方がよりおわかりになつておるわけですね。なぜそんな、七年でどうだこうだといふ、そんなテクニク的な私は御容弁をいただくと、どうしてこう差をつけなくちゃならぬのか。私は差をつけずになつていただければ、先ほど天田委員が指摘されたような、掛金よりも払い戻し金の方が少なくなるなんてこともないと思つて、片一方の方に、財政融資といふ名のもとに融資を優遇をせざるを得ないのか、その辺のところを私は質問しておるわけですね。

○政府委員(西原直憲君) 簡保の方から資金運用部が預託を受けておりますものの中に、ここの二月末現在のところでは七年以上のものが百億ございします。それから、一年以上が百九十七億、三月以上が九十五億ございします。それで、この七年以上の百億につきましては、今のお話のように、全然差別なく、六分五厘になりますれば六分五厘の利子を付する、こういうことになるわけでございます。でありますから、簡保の方で六分五厘かなんか、そういう特利を付したものをつけてほしいといふことになれば、七年以上に預託して下さればそれでけつこうなのでございします。

○成瀬輔治君 それでは、ちよつともう一ぺんもとに戻りますが、通常の利

率は六分と定めておいたものが、私は今度五厘を、特利をつけるということ、郵貯が赤字になるからつけておいて、七年以上で、何か聞きますと、簡保の方は七年以上になったものは六分五厘つけておきます、こういうような答弁ですか、そうでもないのですか。

〔賛成者挙手〕

○委員(大竹平八郎君) 多数でございします。よって、本案は多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員(大竹平八郎君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

○委員(大竹平八郎君) 他に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(大竹平八郎君) 御異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もなければ、これにて討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(大竹平八郎君) 御異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もなければ、これにて討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(大竹平八郎君) 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。資金運用

部資金法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員(大竹平八郎君) 多数でございします。よって、本案は多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員(大竹平八郎君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

○委員(大竹平八郎君) 他に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(大竹平八郎君) 御異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もなければ、これにて討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(大竹平八郎君) 御異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もなければ、これにて討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(大竹平八郎君) 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。資金運用

のかどうか。勧告を受けたときに、なおかつ今度改正されたものを改正せなければならぬのかどうかということ。

〔賛成者挙手〕

○委員(大竹平八郎君) 多数でございします。よって、本案は多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員(大竹平八郎君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

○委員(大竹平八郎君) 他に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(大竹平八郎君) 御異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もなければ、これにて討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(大竹平八郎君) 御異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もなければ、これにて討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(大竹平八郎君) 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。資金運用

の運用について考えておりますことは、非常に問題に緊急と申しますか、そういう非常に緊急事態においてこの緊急関税が発動されるわけでありま

〔賛成者挙手〕

○委員(大竹平八郎君) 多数でございします。よって、本案は多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員(大竹平八郎君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

○委員(大竹平八郎君) 他に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(大竹平八郎君) 御異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もなければ、これにて討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(大竹平八郎君) 御異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もなければ、これにて討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(大竹平八郎君) 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。資金運用

石炭等のように、現在のところ基本的政策に未確定の要素が多いものについては、検討時期を後日に延ばす意味で現行税率据置きといたしたものでございます。こういふことを提案理由に書いてございまして、基本的政策に未確定の要素が多いことは、どこで、たとえば砂糖を延ばされたのは先ほどちょっと触れましたが、この基本的政策は内閣がおきめになるわけですが、今こういふようなものというふうなものは具体的にいつてこういふような点が基本的政策が決定できなかつたからこうなつてゐるのだという御説明を承らないと、私もどうしても納得のいかない点がたくさんございまして、私は品目別といつてはあまりにもたくさんあり過ぎるかもしれませんが、たとえば砂糖はこうだ、大豆はこうだといふような、主食関係のもの、あるいは非鉄はニッケル等になつておられますが、そういうようなもの、あるいは石炭は重油との関係があると思ひますが、そういうような点について少し御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(稲益繁君) 提案理由のところで書いてありますもの、大体主食と石炭、石油、それから非鉄の一部、銅、鉛、亜鉛といったようなものであります。それぞれにつきまして理由を申し上げますと、主食につきましては、米、小麦であります。いづれも現在もこれもこれを自由化するということになります。かなり何と申しますか、国際比価が日本に非常に不利と申します。日本の米なり小麦なりといふものは割高に上つてゐるわけでありまして、従ひまして、今回の改正作業にお

きまして、一応検討はいたしたわけでありまして、現在のところ、御承知のように、主食関係は食糧管理制度のもとで非常に何と申しますか、統制が行なわれてゐるわけでありまして、当面主食はまだ輸入の自由化ということも考えられませんが、また輸入されて参りますもの、直接政府で管理をしてゐるという形でありまして、その関係から、御承知のように、現在は暫定で免税を行なつてゐるわけでありまして、そういう、いわば輸入の自由化の問題並びに食糧管理制度、これが近い将来にどういふ形になつて参るか、これに對して根本的な検討がまだ始められな段階でありまして、現段階におきましては、そういう完全な何と申しますか、民間貿易による輸入の自由な姿といふものがいつごろ実現するかまだ想定がつかないわけでありまして、そういう意味におきまして、今回は現行の関税率をそのまま据置き置いたといふような次第でございまして、

それから、石炭、石油であります。これは総合的なエネルギー政策と申します。そういう点が通産当局におきましてまだいろいろ検討の過程にあるわけでありまして、従ひまして、石炭と石油との関係をどういつた形で根本的に政策として解決するかといふものがまだはつきりついておらないわけでありまして、従ひまして、今回はそういう主として理由から、石炭、石油の關係は現行の税率を据置き置くという形で解決したわけでありまして、

それから、いま一つの面であります。非鉄の一部であります。これにつきましても、御承知のように、銅、鉛、

亜鉛、いづれもまあ日本におきましてはまだ非常に、何と申しますか、自由化に困難な物資であります。これを自由化するといふ場合には、いろいろな国内産の銅、そういうものの対策を別途どうやるかといふことは、現在まだ検討の過程にあるわけでありまして、今回の関税率の改正作業をやりまします際には、まだその方の結論が出ておらないといふことでありまして、まあそういう意味で今回は見送りの据置き置いたした。

いづれも主要な物資といたしましては、ただいま申しましたようなそれぞれの理由がいずれ明らかになると申します。一応のめどが立つ時期が参るわけでありまして、その際に、そのときのいろいろな条件を加味いたしまして適正な税率を設定したい、かような考えでございまして、

○天田勝正君 私はまずお聞きしたいのは、この関税関係の三法は、まことに法律の名前からして妙なんで、関税定率法といふものがあつて、そして暫定措置をしなければならぬものは関税暫定措置法、こういふものがある。そこでこれを改正する場合に、その一部を改正する法律案といふのが出て、もともとあつた関税定率法なり関税暫定措置法なりといふものが改正されて、改正部分が含まつて新しい法律ができてる、こういうのがあたりまえなんです。この関税関係だけは関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律、こうくる。こういふふうに他の法律の扱い方とはどうしても別に扱わなければ処置ができないといふのは、どういふ理由ですか。これは部長でも、法規課長でも、どちらでもいいですよ。

○政府委員(稲益繁君) 関税に關します法律といたしましては、基本的に、は関税法と関税定率法、これが、この二つがこの基本の法律になるわけでありまして、暫定措置に關する法律と申し上げますのは、從來やつて参りました、おおよそ一年でありまして、一年を限つて免税をするとかいつたようなたぐいのものを暫定措置にあげてあります。今回この暫定措置がかなりあふくらんだと申します。内容は多くなつたわけでありまして、これはいろいろ自由化に對処いたしまして、いろいろまあ暫定的に合理化が進むまでの暫定措置として二年なり三年なり増税をするとか、あるいは二年なり三年の間に自由化がおくれるから低い税率をやつていくとかいつたような考慮をいたしましたために、暫定措置がかなりふくらんでゐる、かような次第であります。

それから、いま一つ提案いたしております関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、大へん名前が長いのでありますが、これは琉球關係を特別に別の法律でそういう形できめておるものでございまして、その一部を今回、從來は免税措置だけといふことでありまして、今回はこれにつきまして原料課税の考え方を取り入れて減税措置をとりたい、そういうこともとれるようにしたいといふこと、その一部を改正するといふ形に、非常に複雑ではあります。そういう形になつたわけですね。

○天田勝正君 趣旨は私も承知しておるのです。この関税定率法の一部を改正する法律といふのが、現在沖縄の分だけが一部残つておるといふてもよ

ろしいので、あとは暫定措置法の方へみんな移行したのしょう。だから、むしろ國民の立場からわかりやすくするならば、沖縄との関税關係の法律とかなんとか、もうわかりやすい言葉で、ひよつと端的に表現してしまえばいいのに、普通いかなる法律の扱いだつて、本法があつて、それに対する一部改正といへば、今度はもつたものにその改正部分が含まつてくる。ところが、あの関税定率法の一部を改正する法律と、こういふのは、その法律ができたときに関税定率法の方がその分だけ改正になればいいものが、一部改正する法律なのに、そいつが獨立して歩くといふことは何としても普通の法律の扱いとは全然違ふでしよ。どうして違つた扱いをしなければならぬのはどういふ理由か。だから、私はむしろこの質問は法制局に聞きたいのだが、まあ法規課長が来ておるからどうしてもこういふふうに別建てにしなければならぬ理由を聞いておるのです。

○政府委員(上林英男君) 技術的な問題でございまして、私からお答え申し上げますが、今の関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律と申しますのは、これは附則を改正いたしております法律でございまして、御存じのように、本則でもつていろいろ本法を改正いたしますと、そのまゝ本法の中に織り込まれるわけではございませんが、ただいまの問題になつております条文は「当分の間、その関税を免除する」といふのが附則で書かれております。これは当分の間の暫定措置といたしまして附則に規定をされ

ましたわけでごさいます、ちやうどその附則が関稅定率法の一部を改正する法律の附則に書いてあるわけでごさいますので、その附則自体を直しますというになりますと非常にややつこしいことになります、一部を改正する法律の一部を改正する法律といふことになるわけでごさいます。

○天田勝正君 附則を改正しようが何であらうが、普通の法律の扱いといふものは、一部を改正する法律といふのが出れば、それは本法の方の附則がその變なればよろしいのであつて、その一部を改正する法律といふのがあれば、それは獨立の法律だといふ扱いは少なくとも他の法律ではないでしやう。どうなんですか。ないはずなんです。あれば、そういうものが附則だけ改正した場合に、一部を改正する法律といふものが獨立に動いていくわけですから、ほかにもそういうものがないに、これだけあるといふのがどういふわけですか、こゝろ聞いておる。どうです。附則改正といふのは知つておるのです。それにしてもおかしいでしやう。

○政府委員(稻金繁君) お言葉であります、ただいま法規課長が申し上げましたように、關稅定率法の附則でもって琉球關係のことが規定されておるわけでありまして、従いまして、これは法の形として別個のものになるわけですから、従いまして、それだけを改正するといふ形で別に下さざるを得ないわけでありまして。

○天田勝正君 それじゃお聞きします、この法律は何月何日施行するといふのが附則で出てくる場合に、幾つもの法律がありますが、そういうものが別

に獨立に歩いておるといふことがありますが、他に例があるのだといふ話があるのなら、してもらいたい、私は私の記憶にはない、どうしてをもういふものが。

○政府委員(上林英男君) ただいまの施行の期日の問題と若干これは違ひのございまして、附則で書きまゐる場合にはいろいろの範疇がございまして、本法に書いてあります事項につきまして、暫定的に當分の間こゝろするといふようなことを例外的に書きまゐる場合にも、附則で規定を設ける場合がございまして、そのような場合に、暫定的に適用されます本法の例外規定を直しますときには、その附則の規定を直していく、こゝろいう形にならざるを得ないわけでごさいます。従いまして、論理的に考えますと、その附則を直す。従いまして、その附則を入れましたとき、本法を一部改正する法律の附則でもって行なわれなければならない、その附則をまた直す必要があるといふことは、技術的には考えられるわけでごさいます。

○天田勝正君 あ、ね、論理自体を、論理なんといふのは人によつて「人々々々」違ふはみんな違ひくらゐの論理學はあつて、ただなると大ぜいに通用する方がいゝのであつて、例外規定だつて法律上だつて、いろいろな書き方があるけれども、おしやる意味でない、ただ書きとあるだけだつて、言つてみればみんな例外規定だ。ほんとうはこゝろだけども、原則はこゝろするけれども、かかる場合もあり得るといふ書き方もあるし、ずらつと書いてきて、「但し」といふので、こゝろで救済規定なり例外規定を設ける場合もある。

だから、例外規定だから、あるいは附則に書いてあつたんだから、別建ての一部改正の法律といふものが單獨で歩いていくといふことは私はあり得ないし、もしもそういうことが趣旨からして必要だとしても、これは整理する方が望ましいじやないかと思ふのです、どういふのです。今までの説明では、どなたにしても、どうしても附則に書いてあつたがゆゑに一部改正をするといふ形で別建てにしなければならぬと思ふ。どういふものですか、ね、これは。

○政府委員(稻金繁君) 非常に法律の立て方の問題であります、昭和二十九年の關稅定率法の改正の場合におきまして、この附則が、つまり關稅定率法の一部改正の法律を出します際に、その附則としてこの琉球關係の法律が出たわけなのであります。そういたしますと、一部を改正する法律の本文の方は關稅定率法の中にわけ込んで参るわけでありまして、こゝろが、そのときついでに附則の方は、これは残るわけなんです。本文の方へわけ込むことはできないわけでありまして、従いまして、その附則の部分は別にそれだけが生きておりますので、この内容を變えるといふことになりまして、關稅定率法の、さきに御審議いただきまして二十九年の一部を改正するその改正法、その一部を改正するといふことにならざるを得ないわけでごさいます。

○天田勝正君 慥切れが悪い。まあ去年暫定措置法ができて、そこでまあ大整理をやつたわけですから、大整理をやつた。だから、沖繩の分だけ、中身は沖繩の分だけを従来通り一部改正法律の方へ残したといふのだから、その際に暫定措置法にだつて、それでなく關稅定率法にだつて、整理が私はできないはずがないと思ふのです。それをもう少しわかりやすく、どうしてもこれを残さなければいかぬのだといふ説明がつかますか、どうなんですか。

○政府委員(稻金繁君) 考え方でありまして、私もがとつておりますのは、要するにこの沖繩關係のそういうた何と申しますか、免稅措置、今回は減稅措置を言いますが、これが性格が暫定措置法の一般のものと違つておるという観点から、暫定措置法を改正したときにその中に入れませんで、若干性格が違ひものだといふ趣旨で、別にこれだけを残しておるわけでごさいます。

○天田勝正君 どうもあなたの方の大へんな説明を聞かなければわからないよ、んな法律の名前は、考え方の違いだのなんだのといふことを言いますけれども、そういうことは望ましいことじやないのです、國民の方からは、國民の方からは、なるべく、早い話が酌量者取りと申す、今度附則を使つた方がよろしいという名前を使つた方がよろしいという。だけれども、これだけでは全然法律的にどういふのか、論理的にどういふのかかわらないのです。どう考えたつて、普通、私が指摘したように、關稅定率法の一部を改正された法律なんだから、もとは何だ、こゝろいうふうふりにしか納得できない。それで、それから、もし沖繩の趣旨を申されまされども、それならそれとして、沖繩との貿易におけるその關稅の暫定措置法とか何とかで整理すべきものだ。

しろろとわかりがすぐできるよ、あなたの方は考えてもらふのが、今日の新憲法の趣旨ですよ、大きいえは。ですから、これはいつまで言つても尽きませんから、私はそういうことを希望だけしておきます。

○成瀬藩治君 行きつ戻りつするよ、な質問で悪いですが、次に關稅の割當制度のことについてお尋ねしたいと思ひますが、この前の説明によりまして、數量の決定は一つ政令でやると、こゝろいうような御説明がございまして、で、一体、通產關係の方が来てお見えになるようですから、ニッケルとか高速度鋼あるいは五酸化バナジウム、あるいはセラックといふんですか、シリドラックといふようなもの。ちよつと五酸化バナジウム以下のものは何に使うかわかりかねますが、その御説明を願ふと同時に、年間大体どれくらいの所要量が必要かといふ点を御説明を願ひたい。

○委員長(大竹平八郎君) 答弁は通商局長に限りませんよ。
○政府委員(稻金繁君) 今ちよつと數字を調べておきますから。
○政府委員(今井善衛君) ニッケルについて申し上げますと、ニッケル年間の需要量といふものがございまして、これは年によつてだんだんふえていくといふ建前になっております。この年間の需要量のうち、國産でまかなえるものがございまして、つまり、大体國産は六千トンと見まして、三十六年度は年間の需要量は六千八百トン、三十七年度は七千四百トン、三十八年度は八千百トンといふふうに見ておるわけでごさいます、従いまして、年間の需要量の中におさまるものと申しますか、

三十六年度で申しますと八百トン、三十七年度千四百トン、その分につきましては無税にいたしまして、それを越えるものにつきまして関税を定め、こういう仕組みになっておるわけでございます。

それから、そのほかのパナジウム、セラック、高速度鋼、これにつきましては、現在検計中でございます。現在年間の需要量その他につきまして検計中でございます。いずれ政令できめまして検計をしたいと思ひますが、現在検計中でございます。

○成瀬幡治君 何に使うのか。

○政府委員(稻益繁君) お答え申し上げます。五酸化バナジウムは合金鉄の原料でございます。高速度鋼はそのまま高速度鋼でございます。それから、セラック、シードラックでありまして、塗料の原料であります。

○成瀬幡治君 問題は、これは二段関税になっておるわけですが、まあ受付を会社別にやってくると思ひます。それで、その年のいつ—大体発表をして締め切ると、あとから申し込んだものはもうだめというか、先着順でやるというふうなことになるのですか。何か無税の割当を受けたところが得をして、そうでないものが損するようになるわけだと思ひます。運用が非常に大切になってくると思ひますが、そういう不公平になるようなことは避けなくちゃならぬというところは考慮だと思ひますが、どういうふうなことでおやりになるうとしていますか。

○政府委員(今井善衛君) これは現在為替管理法によりまして外貨割当という制度がございまして、それと同様の制度をとりたい。つまり、ニッケルの

でございますれば、業者に対して所要の量を割り当てまして、その分については無税というようになるわけでございます。

○天田勝正君 関連々々。成瀬委員のさっきの質問にまだ答えていないから、私も聞きたいわけですが、ニッケル、五酸化バナジウム、セラック、シードラック、こういうものは、通商局長によれば今検計中だと、こういう。そうすると、幾ら輸入するかわからないという状態ですね、この関税を免除したりなんかするわけなんですか。そういうことではないんですか。これは関税部長に聞きますけれども、税当局としてはどうなんですか。おかしいと思ひ

○政府委員(稻益繁君) 法律で一応基本的な点は規定しておるわけなんです。ありますが、ただいま通商局長からお話がありましては、その具体的な数量を今年度幾らにするか、たとえば三十六年度幾らの数量にするかということ具体的に目下検計中であるということでありまして。

○天田勝正君 ということってね、大ていおよそ見込みがあるはずなんです。何でそれを見込みの数字までどうというんではなかつたか、その大まかな見込みというものがなければ、これは認定を与えようとか何とかということはもう考えられないはずですね。ですから、私はそういうものはおかしい。おおよそどの程度のものはあるはずだ。ただ、こまかい全体の需要の中、しかもこのシードラックなんというものは国産ではできないでしょう。できないんですよ。できるんですか、どうなんですか。セラックだつ

てシードラックだつて、できないでしょう。そうすれば、会社から資料をとつたらすぐ出てくるよ。

○成瀬幡治君 今まで、逆にいえば、外割しておつた額はどれだけあつたかわからないですか。

○委員(大竹平八郎君) 都合で、答弁は政府委員でなくても説明員でもよろしゅうございまして。

○説明員(堀田植輔君) ただいま御質問になりました高速度鋼、それから五酸化バナジウム、セラック、シードラックでございますが、一応需要量の検計はいたしておりますが、大体の見当をいたしまして、高速度鋼は国内生産量の四〇%程度、それから五酸化バナジウムの方は七百トンはワク内で輸入しておる。それからセラック、シードラックは、大体現行の輸入量よりも若干は上回る程度ではないかというふうな点で検計しております。

○成瀬幡治君 どのくらい輸入しておるのですか。

○説明員(堀田植輔君) ちょっとその数字……。

○成瀬幡治君 わからないのですか。

○天田勝正君 さっき成瀬さんが質問したところが、ニッケルについてはこれこれの需要があつて、これこれの需要の伸びがある、こういうことを言われておるのですよ。ほかのことは言わないのですけれども、やっぱりほかのセラックだつてシードラックだつてみんなそういうものがあるはずなんです。今までの使用量というものはこれから研究しないつたつて出ておるはずなんですから、ことに国産を全然しない物資については今までの外貨割当が

あるでしょう。その数量というものはある。それに対する伸びというものは、さっき通商局長が言つたニッケルについたつて、推定ですよ。幾ら伸びるかあの、数字が確たるものではありはしない。だけれども、推定というものは日本の産業の伸びからして出てくるはずなんです。だから、それを四〇%といつたつて、もとの方がわからない。四〇%といわれたつてどうにもならないのですから、それをばつたりしてもらいたい。

○政府委員(今井善衛君) 的確なお答えがでなくては相済みませんが……。

○天田勝正君 的確でなくていい、見込みで。

○政府委員(今井善衛君) 現在輸入しておりますものにつきましては、外貨割当制度をやっております。従いまして、今それぞれの物資について幾らの外貨を割り当てているかというものは手元にございませぬけれども、調べますればはつきりした数字があるわけでございます。この外貨割当制度、需要の伸びと関連いたしまして、毎年少しずつ国産がない場合にはふやしていくという関係になるわけでございます。今年度、来年度の数量を幾らにするかということを検計しておるわけでございます。いづれ五月に政令ができまして、数量は最終的に確定するという仕組みになっております。

○委員(大竹平八郎君) 今井局長に申し上げますが、ただいまの成瀬、天田両委員の資料要求的な性質になりますから、資料要求として委員長は認めますから、なるべく早い機会に御提出

願いたいと思ひます。明日出していただけますか。

○政府委員(今井善衛君) 明日提出いたします。

○成瀬幡治君 この関税割当は外貨割当、外割のような格好でやると、こうおっしゃいましたが、そういうことと、どのくらい輸入するかということにつきましては、最終決定は閣僚審議会、それは総理、大蔵、通産、農林、運輸、これだけのところで決定をされると見て差しつかえございせんか。

○政府委員(今井善衛君) 輸入計画につきましては、ただいま御指摘になりました閣僚審議会できまして、そしてこの政令に載せる数量につきましては閣僚審議会にかけて最終決定をいたします。

○成瀬幡治君 そうすると、その関税率審議会というものは別途にあるわけですか。これは違ひませんか。

○政府委員(今井善衛君) はい。

○成瀬幡治君 わかりました。そうしますと、外貨割当の、私はどういふふうに……。五月なら五月に政令で、たとえばニッケルはこれだけ輸入、高速度鋼はこれだけだ、こういうことをおきめになりますね。そうしますと、各会社は五月三十一日なら五月三十一日までに通産省なら通産省の窓口において締め切られる。それを、割当をやられるのかどうか。そのところ、外割の私はやり方がわかりませんから、もう少しやり方を親切に一つ御説明願ひないでしょうか。

○政府委員(今井善衛君) 外貨割当のやり方は、各商社、需要者から申請を出しまして、そしてそれによつて割り当てておるわけでございます。この

句、下旬ぐらゐの基準を一つ示しても
らう必要がある。

○政府委員(稻金繁君) この制度の運用につきましても、ことしと申しますか、三十六年度につきましても、たまたま法律の施行が御承知のように六月一日からになっております。従いまして、五月末までに割当の総量などをきめたい、こういうことを申し上げておるわけでありませう。平年度になりましますと、通常の会計年度で、外貨予算も四月から翌年の三月、外貨予算の場合にはこれを二期に分けておるわけでありませう。通常の場合であります、大体四月から割当が行なわれるわけでありませう。従いまして、三月末までにその割当の数量を決定いたしまして、政令を出すという運びにならうかと思ひます。

○天田勝正君 成瀬さんの質問で、数字が出ない分は明日に保留されておりますから、私は数字でないことをこの際質問していきたいと思ひますが、この税関ですね、これは大量の物資を扱うのもあれば、それぞれ旅行者の扱いをするものもある。で、評判の悪い主たるものは、この旅行者に対する税関の態度たるや、およそ世界でも定評のあるほど悪いですね。私はかつて、五年前ですか、外国旅行をいたしました、本院から派遣されたわけですからけれども、その際もいふん各地でその評判の悪さを聞いてきて、本委員会においてこれを問題にしたことがございませう。大いに勉強してさうなことをなすようにという点にはすつかり改善されたのだと思つておつたところが、たしか十日ほど前だと思ひますが、投票の形も、週刊誌だと思ひますが、投票の形

で出ておりました、依然たる不評判、これは外国人の不評判どころか日本人で、列をなして外人も並んでいられども、だんだん気づいてみると、何がしか税関のお役人に知つておる者があるという、その人はすつと行つてしまふ。ところが、自分ら何の知り合ひもない者は一番最後まで残される云々という趣旨だったと記憶しております。一体、あれですか、税関部長はこれらのことについて常に注意をされたら、あるいは何か監督の措置をとつたり、訓練を行なつたり、そういうことをサービス面においてしておられるのですか、おられないのですか、どうですか。

○政府委員(稻金繁君) 現場の税関で、特に旅行者への通關態度がいろいろあるいは批判非難の的になる、これはもう私ももしもして非常に常日ごろ気にかけておるわけでありませう。大へん恐縮な言ひ分ではあります、私ももしもしては、ここ数年非常にさういふ点が私どもとして改まつて参つておるのではないかと、かように思は思つておるわけでありませう。いろいろこれは場合によりまして、さういふことが絶対にならないということも私も断言いたしかねるわけでありませう、あらゆる機会をとらえて、御承知のように、税関の職員につきましても、いろいろ定期的に研修をやつております。さういふ際にも、特にさういふ監視系統の職員につきましても、態度と申しますか、さういふ点につきまして常日ごろ十分注意をいたしておるような次第でございませう。

航空機の発達によりまして、大体空港におきます税関の仕事が非常に通關にしろ多いわけなのであります。さういふ点につきましても、以前は書面による申告を求めておつたのであります、が、敏速を欠くと申しますか、時間の節約、また乗客の方々のできるだけ手数を省きたいという趣旨から、口頭の申告をもつてこれにかえるというよりいろいろな工夫はいたしておるわけでありませう。一般に、仰せのないやしくも批判なり、あるいは非難の的になるというやうなことがなくなりますように、今後ともあらゆる機会をとらえて、さういふ面の研修と申しますか、教育は進めて参りたい、かように考えております。

○天田勝正君 ここ数年はさういふ旅行者に対する不快感を与えることはない。しかし、その前には断言することはいけません。まあ私は正直におつたのだらうと思ふ。私は、おそろしく、この総会雑誌や週刊誌を皆さんが見た場合に、文士で外国へ行かれた人の文章を見ておると、もう例外はないといつていくらい後進国の例を必ず一つとられる。それはその国の第一印象ですから、後進国は確かにどこへ行つたつてえらくいばるのです。いはば、このことは、希望の独立ができたので、国家の權威を誇示したい。まあ雅氣満々たることも一面なきにしろあらず。これは何人も認めておるべきところ。それを書いた場合の次には、必ず日本の税関を書かない文士といふはさうあるけれども、日本はさういふやうなことで、ここ数年はなどといつて、稲金さん、あなたも承知して、

さういふ答弁をされるのだらうと思ふけれども、部下が可愛いから……日本全体としては困るわけですから、私自身だって出先の下僚役人のあげ足をとつていじめ上げようという気持はないのです。ありやせぬけれども、われわれが見たところで、言葉は通じなくても、態度というものはどんな國へ行つてもわかるのです。

○成瀬幡治君 忘れちゃうといけませんから、先に資料を要求しておきませう。輸入映画等審議会は、政令で定めるところにより、さうあります。政令案といふのは当然用意しておいでになつておられると思ひますが、これから、資料をお出し願ひたいと思ひますが、明日までに。

○政府委員(稻金繁君) まだ実のところ、法案の審議中で、政令の方はそこまで準備ができていないわけでありませう、明日提出ということとはちよつといたしかねると思ひますが。

○成瀬幡治君 これは憲法二十一条と關係がございまして、遑論まで出ておるわけですか。もうこれは私が言わなくても、衆議院で議論された点があると思ふ。これ何にもなしで、「はいそうですか」「準備できておるから」「よろしい」といふわけにもいかぬから、何か骨格みたいなものでも出さなければ、はいさうですかといふことでやるわけにはいかぬのです。「何にもございせんから」「はいよろしゅうございませう」だけでは済まされたいと思ひますから、何とか明日までに格好つけてやつていただきたいと思ひます、どうですか。

○政府委員(今井善衛君) 外貨予算は、御承知のように、上期、下期、二期に分けて編成されておるわけでございます。この上期予算は、大体三月三十一日の閣僚審議会で定めるということになっております。従いまして、今は決定ということじゃなくて、事務的に作業しておるものがございますので、これをあわせて御提出いたしたいと思っております。

○成瀬權治君 念を押すわけじゃございませんが、一応据え置かれたものの、品目別に、総ワクじゃなくて、その内訳まで出していただきたい。

○政府委員(今井善衛君) 総ワクじゃございませんで、個別にできる限り細分して出したいと思っております。

○成瀬權治君 砂糖のことについて少しお尋ねしたいと思っておりますが、御承知のように、十二月二十九日の日に、総理、大蔵、食糧、農林、この方たちが寄って、砂糖を自由化する、関税は四十一円五十銭を四十七、八円に引き上げる、答申も出ておるというように、ところが、こういふふうにおやりになったのが、まあ据え置きになってきたのですが、大臣の御答弁を聞きました。国内の澱粉、ブドウ糖関係からこういふふうにしたんだといういきさつがございまして、これは農林省と私は通産省と意見が違ふと思ひますが、最初にこういふふうには農林省の方からなりたいきさつを伺うとともに、通産省の方から、こうなったというふうないきさつ、両方から一つ承りたいと思ひます。

○説明員(村田豊三君) 御指摘のように、砂糖の関税の引き上げ案はございまして、砂糖の貿易

自由化に関しましては、昨年の六月の為替・貿易自由化促進閣僚会議で方針の決定がございまして、その決定されました当時の方針といたしましては、砂糖の自由化につきましては、おおよそ今後三年間くらいは自由化をしない、その間に国内の甘味資源に對して、各種の育成措置を講じて、慎重な配慮を加えた後において検討する、という基本方針が定められておったのでございまして、その後、ただいま御審議をなさられております関税定率法の大改正の検討が着々と進みまして、砂糖につきましてもいづれ早晩自由化は、たゞいま申しましたような基本方針にのっとりまして、おそれ早かれ自由化をする時期が到来するわけでございますから、その自由化に備えまして、自由化する場合の国内甘味の保護対策といたしまして、税率を

のようにならしたらいふ、税率を、砂糖が行なわれた次第でございまして、その検討の結果は、現行の税率を若干上げまして、それによって国内の甘味資源の保護をはかつて参るという一応の結論が出たわけでございます。しかし、もとよりその結論は、新しいその関税の引き上げ案は自由化の実施と同時に実施をしていく、従って、自由化につきましてもできるだけ早く自由化ができるように検討を加えて参るということ、昨年の十二月ごろでございまして、一応そういう事務的に結論を出しまして、関税率審議会上も諮問を申し上げた経緯があるのでございまして、その後、内閣もかわりましたし、国内の甘味資源の育成につきましてもお若干時間をかけて検討すべき点があるというふうな意見もかなり

出て参りました。当面、ただいま御提案申し上げて、今回御提案を申し上げる法律案の改正には、税率の引き上げはいたさない、しばらく自由化を見送るという経緯をたどった次第でござい

ます。

○成瀬權治君 通産省の方、どうですか。

○政府委員(今井善衛君) 通産省の立場は、外貨予算編成に際しまして、農林省と十分打ち合せていろいろの金額をきめるといふ立場にあるわけでございます。ただいま村田部長から御説明がございました趣旨を、私も連絡を受けまして了承した次第でござい

ます。

○成瀬權治君 時間的な問題もござい

ますから、私はこれは資料要求で、あ

す一つ出していただきたいと思ひます

が、結局、砂糖をどれだけ輸入するかというところについては、国内の甘味育

成計画があると思ひます。従って、砂糖の総需要量が年々どうなっているか、それに対して国内の甘味資源をどういふふうにしていくかという計画を出していただいて、その上に立つて議論したいと思ひますが、あすその資料は出ませんでしょうか。

○説明員(村田豊三君) もしよろしければ、ただいま手元にその資料を持っておりますから、御報告申し上げます

と思ひます。

○成瀬權治君 それじゃ、すぐにこの

場一つお願いいたします。

○説明員(村田豊三君) 御指摘の砂糖

の需給並びにそれに関連いたします

国内の甘味資源の自給度の強化に関

します全体の計画でございますが、こ

ら昭和四十三年度まで十年間の計画を立案をいたしております。ただいまその計画にのっとりまして、国内甘味資源の自給度の向上、並びに自給度の不足いたしますものにつきまして外貨割当をいたしまして、外糖の輸入を

たして、その計画にございまして、数字的にわたりまして恐縮でございますが、朗誦を申し上げます。

昭和三十三年から申し上げます。

総需要量が百二十九万トン、国内の生産量が百六万トン、従って、差引要輸入量が百三十三万四千トン。次に、三十五年

度でございますが、総需要量百三十六万トン、国内生産量二十八万トン、差引要輸入量百八万トン。三十六年度、

来年度の計画でございますが、百四十一万トン、三十四万五千トン、百六

万五千トン、三十七年度、百四十七

万、四十一万トン、百六万トン。三十

八年度、百四十七万トン、四十八万

九万トン、三十九年度、百四十九

万、六十一万六千トン、八十七万四

千トン。四十年度、百四十九万

六千、四十一年度、百五十八万

六千、四十二年、八十三万八千

七千、四十三年度、百五十一万

七千、四十四年度、七十五万

し上げましたが、その内訳は、テンサイ糖が十八万トン、カンシヨ糖が、いわゆるケイン・シュガーでございますが、カンシヨ糖が十一万八千トン、結晶ブドウ糖四万七千トンという計画に相なっております。

そこで、御指摘の面積でございますが、テンサイ糖は、御承知のようにこれは大部分が、ほとんど大部分が北海道でございます。北海道は大体面積をいたしましては四万五千ヘクタールを予定をいたしております。まあ結晶ブドウ糖は、御承知のように濃分を糖化したしまして取るものでございますので、直接これは面積には関係ないかと思ひます。カンシヨ糖は、これはただいま手元に面積の資料を用意いたしておりますが、面積をいたしましては比較的少ない面積でございます。主として奄美群島を中心いたしました西南の諸島でございます。

なお、これに関連いたしまして、補助金でございますが、御承知のように、ビートそのものの生産の増強のための補助金として特掲されますものは微々たるものでございまして、むしろビートの増産を助長いたしますための土地改良事業でございますとか、そういう土地条件の整備にからんでの予算がこれは一番主力になるものでありまして、従いまして、ただいま申しましたものの中で一番金額的にも多くなりまするものは、何と申しまして、北海道のテンサイ糖に關します補助金なり、あるいは融資であらうかと存じますが、これにつきましては、ただいま手元にその補助金の数字を用意いたしておりますので、後ほど御報告を申し上げます。

○成瀬耀治君 あまり、農林委員会と間違えるといけませんから、一つ資料として私もお出しを願えれば非常にいいと思ひます。

で、もう一度申し上げますが、最終目標としての昭和四十三年に約半分の甘味資源。私は日本農業の転換に際してもこれはいいことであり、資源の確保の面からいっても非常にいいではないか。私は方針は賛成なんです。その場合どんなふうになるか、どれくらい資本が投下されて、採算ベースとしてはどういふことになるか、そういうような点を知りたいと思ひますから、資料としてお出し願ひたいと思ひます。

○委員長(大竹平八郎君) よろしゅうございますね。

○説明員(村田豊三君) 御要望の線にびたりと沿えるかどうか存じませんが、またさような資料を持っておりませんけれども、極力整えまして提出するようにいたしたいと思ひます。

○委員長(大竹平八郎君) 速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(大竹平八郎君) 速記をつけ

て。なお、質疑は後日に譲り、本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十一分散会

三月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、揮発油税法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十五日)